

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の  
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

## 令和 5 年度 第 2 回全体委員会

日時：令和 5 年 11 月 21 日（火） 13：00～14：00

会場：オンライン（zoom）

### 議 事 次 第

#### 1. 開会

- 資料確認
  - 熊田委員長あいさつ
  - 本日の出欠状況
- } 5分（13:00～13:05）

#### 2. 議事

- （1）令和 5 年度のプロジェクト進捗状況等について（報告）** } 35分  
（13:05～13:40）
- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗について
  - 各ワーキング・グループの進捗について
- （2）令和 5 年度のシンポジウム開催（案）について（協議）** } 10分  
（13:40～13:50）
- （3）英国・エセックス大学サマースクール参加結果について（報告）** } 10分  
（13:50～14:00）

#### 3. その他

## 資料

- 1 全体委員会名簿
- 2 説明資料
- 3 スキルアップ研修チラシ（研修 WG）
- 4 令和5年度意思決定支援実践シンポジウム案
- 5 令和5年度第1回全体委員会議事録

2023年度 日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の  
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

## 意思決定支援モデルプロジェクト全体委員会

### 全体委員会 委員名簿

氏名	所属
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所弁護士
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役
長坂 俊成	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
○名川 勝	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事
三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
水谷 晶子	市民代表
枡方 瑞恵	公益財団法人日本財団
八木 将仁	豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課長
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所弁護士

（敬称略、五十音順。◎は委員長、○は委員長代理。）

### 事務局兼委員

氏名	所属
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長
水島 俊彦	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長

### 豊田市出席者

氏名	所属
大内 紀哉	豊田市 福祉総合相談課長
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 担当長

### オブザーバー

公益財団法人日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

## 第2回 意思決定支援モデルプロジェクト 全体委員会 会議資料

---

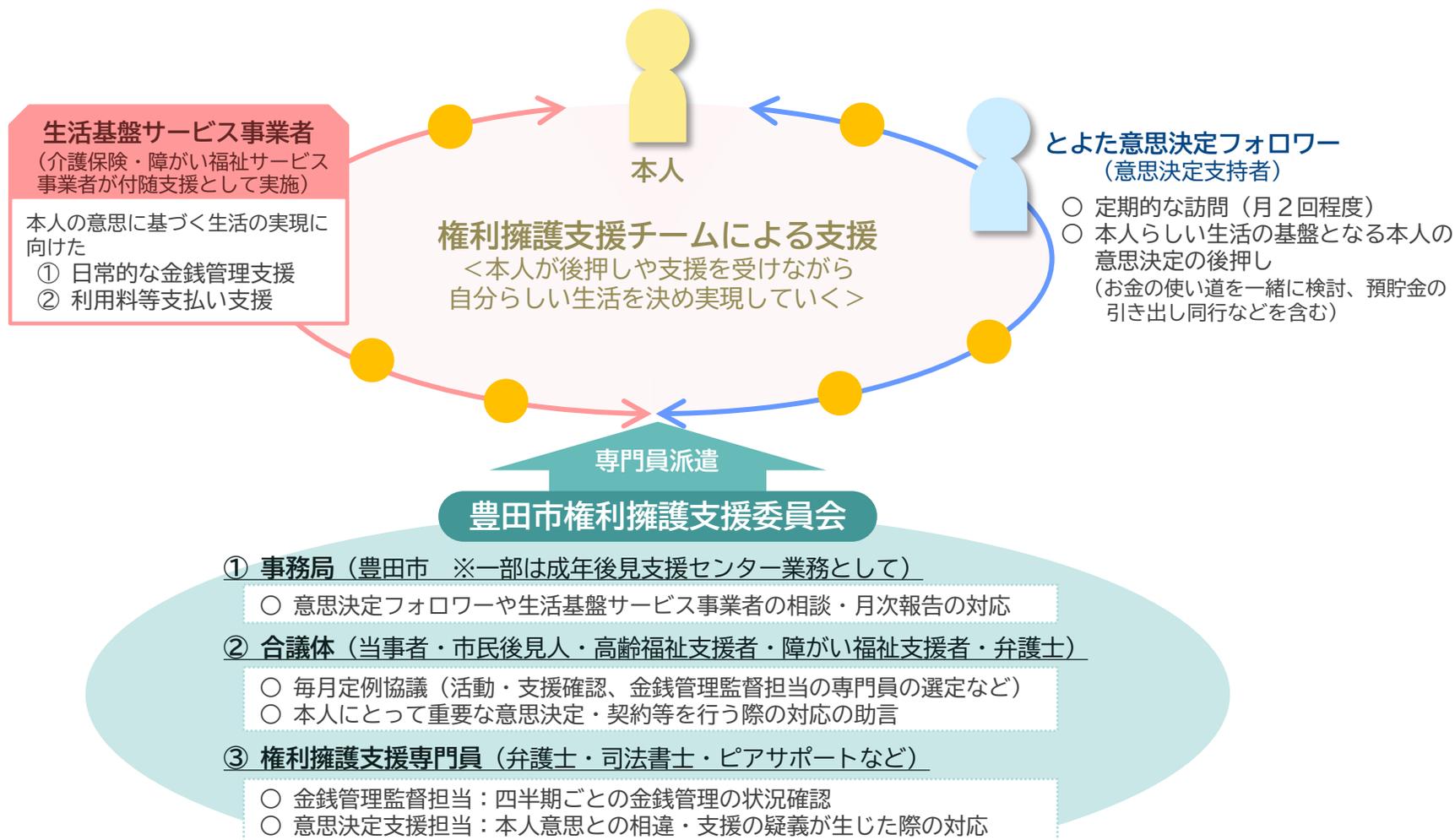
令和5年11月21日  
意思決定支援モデルプロジェクトチーム

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
  - 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
  - わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
  - 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
  - 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
  - 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

- 1 令和5年度のプロジェクト進捗状況について（中間報告）
- 2 令和5年度のシンポジウム開催（案）について（協議）
- 3 英国・エセックス大学サマースクール参加結果について（報告）

# 1 令和5年度のプロジェクト進捗状況について（中間報告）

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



# 豊田市地域生活意思決定支援事業のケース分類について

(令和5年10月末時点)

	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【継続】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【継続】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人



(本人)

- 70代の女性。
- 要介護5で、特別養護老人ホームに入所中。
- 認知機能の低下は若干みられる。

(意思決定フォロワー)

- 60代の女性。
- とよた市民福祉大学の受講後、とよた市民後見人養成講座を経て、市民後見人として活動。
- 2022年12月からは、意思決定フォロワーとしても活動。

意思決定フォロワーの活動

月2回、特別養護老人ホームにいる本人のところに訪問して、1時間程度お話ししている。

① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実

◎ 好物を食べたいという想いの尊重と実現

2022.12月 訪問時

- ・ お団子が好きで、食べたいとの会話をした。
- ・ その後、フォロワーが後押し。

本人 → 施設「お団子が食べたい。」

施設 → 本人「お正月に食べますか？」との提案があった。

2023.1月 訪問時

本人 → フォロワー

「管理されていて自由になるお金はない（あきらめ）。」

本人 → 施設「お団子を買ってほしい。」(OKが出た)

2023.2月 訪問時

本人 → フォロワー「お団子は食べられていない。」

(その後、食べることができた)

② 関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果

2022.12月 活動報告（抜粋）

- ・ 自由になるお金はない。

2023.3月 活動報告（抜粋）

- ・ お金の事をスタッフに聞いても、「ない」と言われる。年金があるはずなのに、どうなっているのか。

2023.5月 活動報告（抜粋）

- ・ お気に入りだったピンクのひざ掛け。「ひざ掛けをしている写真がある。見せたい。」と見せてくれた。

- ・ どこにいったのかスタッフと話したいのかを本人ともう一度話してみる（今までは本人はあきらめている）。

2023.6月 活動報告（抜粋）

- ・ 何度もトイレに連れていかれる（「イヤ」と言えない。言っではいけないと思っているよう）。

## ① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実

### ◎ 他者への思いやりという本人の強みへの気づき

2023. 7月 訪問時

- エレベーターに乗った時、清掃の人に「ありがとうね。せっかく拭いたのに、悪いね。」と声掛けしていた。
- 取材に来た人の椅子がないことを気にかけてくれていた。  
⇒ 周りをよく見て、お礼や労いの言葉がすぐに出る。

2023. 8月 訪問時

- ラジオ体操の時、部屋から出て、他の入所の方とあいさつをした。帰りは4階事務所まで見送りしてくれた。

2023. 9月 訪問時

- お出かけ前に「テレビは後で見るからいいよ」と本人の方が気を遣って私たちに合わせてくれているようだった。

### ◎ 希望を少しずつ自ら伝えられ、生活の幅が広がるように

2023. 6月 訪問時

フォロワー → 本人「(お祭りまで4か月あるので、) どうしたら見られるか一緒に考えようね」

本人 → フォロワー「無理」

2023. 8月 訪問時

本人 → フォロワー「頼みたいことがある。息子に会いたい」

フォロワー → 本人「事務所の人に聞かないとわからない」

本人 → フォロワー「今から一緒に事務所に行きたい」

本人 → 施設「息子に会いたい」と訴えた。

2023. 9月 訪問時

- 施設からの提案により、本人とフォロワーとで買い物に外出することに(施設職員も同行)。
- 黒いもの、かわいいものが好き。(所持金を事前に説明してもらったため、) 所持金がわかっていて、値段を確かめてから決める。
- 何年振りかの外出であり、帰ってきたら、「楽しかった。ありがとう」と何度も言われた。
- 翌月のお祭りのことを聞いてみたら、「施設から見に行ったら行かない」と言われた。そこで、外出の許可が出たら、一緒に行くか聞いたら「行く」と言われた。  
⇒ 実際、10月にお祭りを見に行くことができた。

## ② 関係性の濫用(への発展の可能性)に対するけん制効果

2023. 7月 活動報告(抜粋)

- 冬の間も半袖の下着だったのに、今長袖の下着を着ている。なぜ?
- 服は出されたものを着ている。
- 自分から着たい服とかを言わない(希望を言わない)。  
⇒ (本人は) 言われるままにした方がスムーズに(問題なく)過ごせる。
- スタッフの声のトーン、声のかけ方がいつもと違う。

2023. 8月 活動報告(抜粋)

- 部屋のエアコン設定温度が低い。そのため、冬っぽいズボンと毎回ひざ掛けを使用。
- 息子に会いたいという訴えに対して、施設からの「息子さんを探している」という話は信じていない感じ。

2023. 9月 活動報告(抜粋)

- 生活基盤サービス事業者が金銭管理の状況を本人に説明しているのを一緒に聞いた。
- 本人にも初めて話したとのこと。



# 豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケース①の進捗について

(令和5年10月末時点)



## (本人)

- 70代の女性。
- 要介護5で、特別養護老人ホームに入所中。
- 認知機能の低下は若干みられる。

## (意思決定フォロワー)

- 60代の女性。
- とよた市民福祉大学の受講後、とよた市民後見人養成講座を経て、市民後見人として活動。
- 2022年12月からは、意思決定フォロワーとしても活動。

### 日常的な金銭管理の支援

- 生活基盤サービス事業者として特別養護老人ホームが現金管理。通帳・印鑑は社協で別預かり。
- 市内の司法書士が3か月に1回、施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。

### 生活基盤サービス事業者の支援

- ・ 管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。
- ・ 元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるよう調整。
- ・ 施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。
- ・ 残金が少なくなった場合、施設職員が社協より必要額を受け取る。受領した施設職員は施設事務所で保管している出納簿に記入して、金額を追加する。
- ・ 支払い等が必要な場合、対応する職員が事務職員の確認を受けた上で実施する。

### 権利擁護支援専門員（金銭管理監督担当）の監督

#### 2023. 4月 初回監督

- ・ 施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。
- ・ 現金、出納簿、根拠書類などを確認。
- ・ 社協より現金を預かった施設職員が自身で出納簿を通じて、追加していたため、社協とのやり取り（受領書など）を残すことや、当該職員以外のものが出納簿に受け入れを記入することに改めるようを指摘。

#### 2023. 7月 監督②

- ・ 前回の指摘事項も対応しており、特に指摘なし。



## (本人)

- 50代の女性。
- 知的障がい、療育手帳を所持。
- 市内のアパートで1人暮らし、日中は市内の民間企業で清掃業務などに従事。

## (意思決定フォロワー)

- 70代の女性。
- とよた市民福祉大学の受講後、とよた市民後見人養成講座を経て、意思決定フォロワーとして活動。

### 意思決定フォロワーの活動

月2回の活動のうち、1回は自宅に訪問して、1時間程度お話しし、もう1回は施設のイベントと一緒に参加。

#### ① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実

##### ◎ 治療の選択に関する意思決定への寄り添い

###### 本人の従前からの気持ち

「痛い痛いって言っても尋ねても、なかなか病院に(連れて)行ってもらえなくて。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん(事業者)が聞いてくれない。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」(手術を悩んでいた)

###### 2023.2月 訪問時

本人 → フォロワー 「手術した方が良いですか？」

フォロワー → 本人 「(手術をした方が良いかの答えは)フォロワーとしては言えない。」「Bさんの気持ちで医師に伝えてくださいね。」

###### 2023.2月末

本人 → 医師 「頭が痛いから手術してください。」(その後、入院・手術に)

###### 2023.3月 訪問時

本人 → フォロワー 「まだ少し痛みは残っている。しかし薬で痛みが治まるので、これについては良かった。」

#### ② 関係性の濫用(への発展の可能性)に対するけん制効果

##### 2023.4月 訪問時

本人 → フォロワー 「(Kさん(事業者)の話し言葉が)速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。」「フォロワーから伝えてほしい。」「もっとゆっくりと私たちの頭でついていけるように話してほしい。」

フォロワー → 本人 「Kさん(事業者)にお願いするしかありませんね。」

##### 2023.5月 訪問時(1回目)

本人(フォロワー同席)、Kさん(事業者)、施設長と話し合い

##### 2023.5月 訪問時(2回目)

施設長からKさん(事業者)に話すことを進められた。フォロワーがそれを後押しし、本人→Kさん(事業者)に伝えた。

本人 「Kさん(事業者)もゆっくりと話してくれるようになった。」「自分も『もう一度、言ってほしい。』と言えるようになった。」「施設の人に想いを話すと、嫌われると思って心配していた。」

## ① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実

### ◎ 希望を少しずつ自ら伝えられ、生活の幅が広がるように

- ・ グループホームから一人暮らしへの移行で、料理や掃除を本人自身でできるように、ヘルパーの利用を開始。

#### 2023. 5月 訪問時

- 本人 → フォロワー「お味噌汁はなんでインスタントじゃダメなの？」
- フォロワー → 本人「インスタントがダメなわけではい、自分で料理することは、材料を考え、買い物に行き、覚えた作り方で作ることなど、生活するために必要なことだと思う」

#### 2023. 6月

- ・ 本人と支援者で話し合いをして、ヘルパーに味噌汁の作り方を教えてもらうことに。

#### 2023. 6月 訪問時

- 本人 → フォロワー「ヘルパーさんと一緒に作った味噌汁がおいしかったので、これからも自分で味噌汁を作って食べたい」

### ◎ 本人の変化を見た地域側の変化

#### 2023. 1月 訪問時

- 本人 → フォロワー「買い物先のレジ係の人が、支払時にお金を財布から出すことに戸惑っていると、嫌な顔をされる。何とかならないか」

#### 2023. 1月

- フォロワー → 本人（様子を見るために買い物に同行）

#### 2023. 5月 活動面談時

- フォロワー → 権利擁護支援委員会「買い物先のレジ係の人とも笑顔で対応できるようになった。支払時のお金のやり取りも対応してくれている。レジ係の人から手招きで呼んでくれたと本人も喜んでいた」

#### 2023. 6月 訪問時

- 本人 → フォロワー「料理の本を購入し、材料を店に買いに行く。わからない時は、店員さんに聞きながら買い物するので楽しい」

## ② 関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果

### 2023. 8月 活動報告（抜粋）

- 本人 → フォロワー「仕事が思うようにできない」
- フォロワー → 本人「時間がかかって思うようにできない作業は？」
- 本人 → フォロワー「作業ではなく、階段の上り下りに時間がかかる」
- フォロワー → 本人「会社のエレベーターを使うことができないか？」
- 本人 → フォロワー「会社でも特定の人がだけ使用しているので、人の目があり、何を言われるかわからないので、使用できない」
- フォロワー → 本人「階段の上り下りに時間がかかり仕事が思うようにできないのであれば、エレベーターの使用を上司に相談してはどうか」

### 2023. 9月 活動報告（抜粋）

- 本人 → フォロワー「イライラしてキレてしまうので、病気でないか」
- フォロワー → 本人（傾聴）
- 本人 → フォロワー「家ではイライラやキレることはないが、仕事に行くとイライラしキレてしまうことが何回もある」「仕事中に泣いてしまい、仕事ができなくなった」
- フォロワー（何となく病気ではないのでは…）
- フォロワー → 本人「仕事で何かあったのか？」
- 本人 → フォロワー「今まで4人で作業していたところ、1人欠員となったため、1人あたりの作業量が増え、階段の昇降が増えた」
- フォロワー → 本人「エレベーターのことは上司に相談したか？」
- 本人 → フォロワー「自分自身で上司に相談していいのかわからなかったため、相談していない」「仕事ができないと、会社からなぜできないのかと言われてしまう（以前、同様なことを言われた）」
- 本人 → フォロワー「福祉の支援者に相談するので、同席してほしい」
- 支援者 → 相談員「会社の上司に本人自身で相談してほしい」
- フォロワー（本人の様子だと1人で相談は難しそう。でも、会社までは同行できない）
- フォロワー → 権利擁護支援委員会（相談）
- 権利擁護支援委員会 → 施設長
- ⇒ 施設長が間に入り、本人と会社の上司、支援者での話し合いをすることに。



## (本人)

- 50代の女性。
- 知的障がい、療育手帳を所持。
- 市内のアパートで1人暮らし、日中は市内の民間企業で清掃業務などに従事。

## (意思決定フォロワー)

- 70代の女性。
- とよた市民福祉大学の受講後、とよた市民後見人養成講座を経て、意思決定フォロワーとして活動。

## 日常的な金銭管理の支援

- 生活基盤サービス事業者である本人が元々利用していたグループホームの世話人により、支援を受け、本人管理。通帳・印鑑は、生活基盤サービス事業を行う法人で預かり。
- 市内の弁護士が3か月に1回、施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。

### 生活基盤サービス事業者の支援

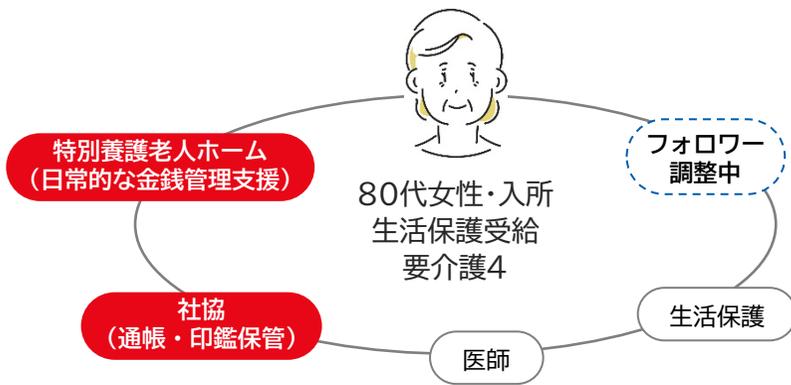
- ・ 管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。
- ・ 通帳と印鑑を法人で管理。
- ・ 本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。
- ・ 上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。
- ・ サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。
- ・ 本人が現金管理。
- ・ 本人は支払い等の記録を毎週つける。それを見ながら、事業者が毎週残金状況をチェック。

### 権利擁護支援専門員（金銭管理監督担当）の監督

- 2023. 5月 事前ヒアリング**
- ・ 法人本部を訪問して、金銭管理の支援の状況をヒアリング。
- 2023. 6月 初回監督**
- ・ 実際に、本人がつけている支払記録簿と根拠資料、通帳を確認。
  - ・ 毎回ではなくても良いが、監督の際に、本人に同席してもらい、様子などをヒアリングできると良いとの提案がされた。
- 2023. 8月 監督②**
- ・ 大きな指摘事項なし。
  - ・ なお、領収書がないもの（自動販売機で購入など）もあったが、本人の意思に基づかない支出はないことを確認。

ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース

本人の概要・支援体制



事業利用までの流れ

- 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。
- 一時的な心身の状態の低下により、判断能力が不安定であったが、本人と事業者にて、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。
- また、課題となる①金銭管理、②通院支援、③死後の対応について、関係者でケース検討。
- 本人が意思決定できるために相談できる相手もいないことと①金銭管理の課題から、本事業の利用調整を行うことに。

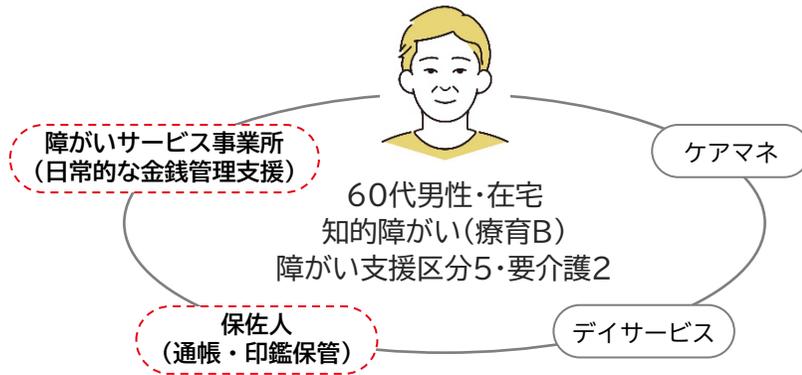
事業利用の効果

- ◎ これまでであれば、単純に高齢者身元保証等サポートを行う団体を利用していたかもしれないが、本人の意思決定を含めて支えられる支援体制に。

現在の進捗状況

- 社会福祉協議会の生活支援員派遣事業で通帳と印鑑を保管し、日常の金銭管理を生活基盤サービス事業者が行うことで利用を開始。
- 意思決定フォロー導入講座修了生とのマッチングを調整中。

ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応+保佐人の役割検討ケース



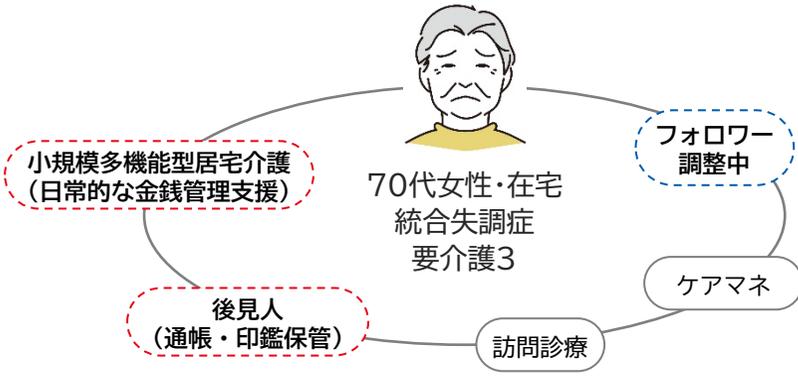
- 65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業者とで行った調整がきっかけとなったケース。
- 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施(保佐人が大元を管理)していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。

- ◎ 身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。
- ◎ 法的課題解決のためから成年後見制度(保佐)を利用して、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。

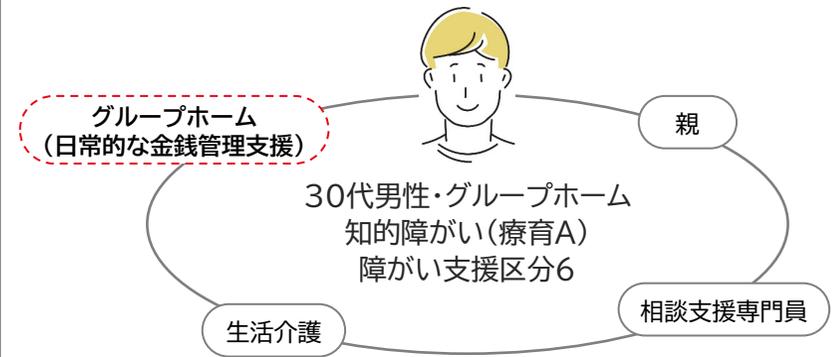
- 保佐人に事業の趣旨・内容を説明。
- 現在は、保佐人が契約内容を確認中。

## ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 + 成年後見人の役割検討ケース

本人の概要・支援体制



## ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース



事業利用までの流れ

- 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。
- お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。
- また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。
- 本人が希望する在宅での生活を長く続けるために、意思決定を相談できる相手がないことから、本事業の利用調整を実施。

- 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。
- ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。
- 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
- 現在は、こうした生活用品を購入し、届けることは問題ないが、体力等が低下した時は難しくなることから、親からの相談をきっかけ。

事業利用の効果

- ◎ お金の使い方にとだわりのある本人に、丁寧に寄り添うことで、本当の意思を確認し、生活を充実させることが可能。
- ◎ 成年後見制度の役割の検証。

- ◎ 親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことが可能。
- ◎ 日常的な金銭管理に加えて、生活用品をやりくりすることを仕組み化できれば、高齢者等の緊急入院時の支援にも波及できる。

現在の進捗状況

- 後見人に事業の趣旨・内容を説明。
- フォロワーのマッチングを含め、本人との信頼関係を構築中。

- グループホームを運営している社会福祉法人に、生活基盤サービス事業を実施できないか相談開始。

- 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動するため、意思決定の基礎を学ぶ講座を実施。  
(豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出)
- 2コース合計で49名の参加者で、今年度の市民後見人養成講座より多い人数が集まった(女性は2倍以上)。

## 1 日時

- ①休日半日2日コース:10月29日(日)、11月12日(日)午後1時30分～午後4時40分
- ②平日1日コース :10月31日(火)午前10時～午後5時

## 2 参加者

合計 49人 (内訳:①20人 ②29人) 参加者属性:男性6人、女性43人(※参考:養成講座 男性11人、女性20人)  
市民後見人養成講座受講生13人、修了生11人

## 3 講座修了後の活動

新規ケース4件のマッチング開始、来年の市民後見人養成講座、他のボランティア活動の案内

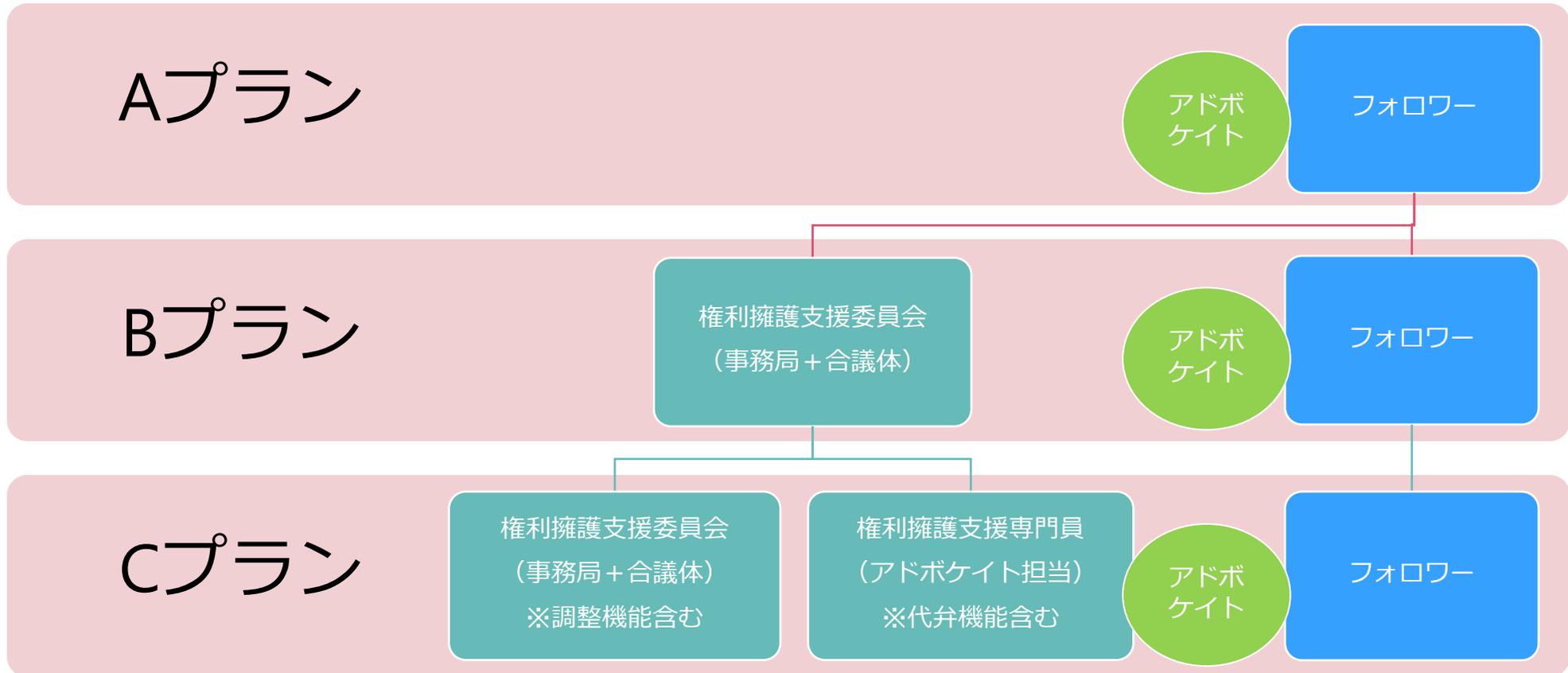


開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 (あいあらく代表) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ~医学モデルから社会モデルへ~	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		



研修WG 意思決定支援モデルプロジェクト 令和5年度研修プログラム

	2023年6月	2023年7～10月	2023年10～11月	2023年12月～	2024年1月～2月	
意思決定 フォロワー 養成	事前説明会 (とよた市民のための意思 決定支援・権利擁護支援 を学ぶ会)		<b>フォロワー導入講座</b> (1日コース 10月31日、 半日2回コース 10月28日、11月12日) <ul style="list-style-type: none"> <li>「決められた体験」(演習)</li> <li>障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ～医学モデルから社会モデルへ～ (講義)</li> <li>「あなた」について一緒に考える (演習)</li> <li>ワーク (振り返りなど)</li> <li>今後の選択肢                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォロワー</li> <li>・市民後見人</li> </ul> </li> </ul>	<b>活動開始</b> (マッチング～実際の訪問) ※フォロワーアップを丁寧に、あるべきか関わり方や、自分の適性を考えていく	<b>フォロワー実践講座</b> (2月13日) <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問の振り返り</li> <li>「豊田市地域生活意思決定支援事業」について</li> <li>フォロワーとは (役割・立ち位置・することしないこと、アドボケイトとの関係)</li> <li>フォロワーの実務 (事務的なこと)</li> <li>意思決定支援の基礎</li> </ul>	フォロワーとして継続して活動
(市民後見人養成)		とよた市民後見人養成講座 基礎講座		とよた市民後見人養成講座 実務講座		
フォロワー 実務支援 研修	<b>面接による継続的フォローアップ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>どこまで言うのか、関わるのか、距離感の持ち方</li> <li>アドボケイトとの関わり方</li> <li>止めなければならないこと、その方法</li> <li>聞く姿勢、話す姿勢</li> </ul>				<b>フォロワー実務支援研修</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>場面設定による応答 (演習)</li> <li>受講講座に対する補習</li> </ul>	
生活基盤 サービス事業者向け 意思決定 支援・アド ボカシー 研修	(生活基盤サービス事業者基礎研修)					
支援者向け 普及啓 発・スキル アップ研修		意思決定支援基礎研修 (8月31日)			<b>意思決定支援スキルアップ研修</b> (1～2月) <ul style="list-style-type: none"> <li>PSF研修ミニ (BI vs EW、会話のスキル)</li> <li>トーキングマット研修</li> <li>リスクのとらえ直し (導入部)</li> <li>選好の記録化と共有 (導入部)</li> </ul>	



自治体の規模、中核機関をはじめとする地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。

## Aプラン 「意思決定支援モデル」

- ・ 認知症サポーター講座修了後の実地活動
- ・ 市民後見人養成講座修了後の実地活動（活躍支援）
- ・ 傾聴ボランティア講座修了後の実地活動

※上記講座を運営する団体からの依頼を受けて、アドボケイトがフォロー活動を支援する。主として**意思決定支援の充実機能**を期待。**赤の事業者は想定しない。**

## Bプラン 「権利擁護支援モデル（標準型）」

※本人の意思決定に対する影響力のある主体を「赤の事業者」とし、アドボケイトがフォロー活動を支援する。委員会が関与することで、**意思決定支援の充実機能 + 関係性の濫用に対するけん制機能**を期待（主として**通常時パターン**の支援に対応）。

## Cプラン 「権利擁護支援モデル（充実型）」

※金銭管理の代理人や身元保証団体その他本人の意思決定に対する影響力が大きい主体を「赤の事業者」とし、権利擁護支援委員会及びアドボケイトがフォロー活動を支援する。**意思決定支援の充実機能 + 関係性の濫用に対するけん制機能**を充実させるため、**課題発生時パターンにも対応**できるよう、専門員による代弁機能、委員会による調整機能を付加する。

# 権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）養成イメージ（素案ver.2）

- ①フォロワー支援レベル、②独立アドボケイト活動レベルに分けて、それぞれに必要な座学研修及び実地経験を、期間内（1.2年以内）にこなせば修了とする。
- ①レベルはⅠ～Ⅴの修了をもって認定し、②レベルは①＋Ⅵ・Ⅶの修了をもって認定する。
- アドボケイト担当として必要な研修及び実地経験について、研修WGで実施予定の研修や他の機関が実施する研修との一部組み合わせも可とする。また、必ず当該事業実施自治体内部で養成しなければならないものではなく、全国を対象とした研修実施機関による実施なども考えられる。

## ①本人中心

I. 本人理解を深める研修【既：意思決定フォロワー導入講座】

II. 意思決定支援ガイドライン研修【既：国の意思決定支援研修】

## ②エンパワメント

III. 意思決定支援のスキルを身につけるための専門研修【既：支援者向け普及啓発・スキルアップ研修】 ※Ⅱ・Ⅲは一部選択制

## ③独立性・守秘義務

IV. フォロワーの立ち位置の理解を深める研修【既：意思決定フォロワー実践講座】

V. アドボケイトの立ち位置の理解を深める研修【新：独立アドボケイト基礎講座】

## ④モデル事業に合わせたアドボケイト活動のあり方

VI. フォロワーの実地経験【既：一定期間のフォロワー活動（フォロワー実務支援研修への参加による代替可）】

VII. アドボケイト担当の実地経験（フォロワー面談、報告書提出、派遣要請に基づく代弁活動等）【新：アドボケイト担当OJT研修】

## ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各評価項目を確定した

- ニーズ評価の項目については、本事業で実施される内容についてのニーズがあるか確認するものとした
- プロセス評価の項目については、各役割に想定されている役割内容を基にした
- アウトカム評価の項目については、ニーズ評価で確認されたニーズが充足されたか確認するものとした

## 2 令和5年度のシンポジウム開催（案）について（協議）

### 3 英国・エセックス大学サマースクール参加結果について（報告）

## 英国でのプレゼンテーションについて（2023年度）

- 本モデルプロジェクトの議論を踏まえて提起された、意思決定支援を確保するための体制及び実践状況について対外的に報告する機会を設けるとともに、海外からの本プロジェクトの評価を踏まえ、本プロジェクトが今後、障害者権利条約をふまえた支援付き意思決定事業の世界的なモデルとなるために必要な要素・条件等を協議した。約50名（うち日本からの参加者は11名）による3日間の集中討議。意思決定支援分野で世界的に有名な哲学者、司法関係者、社会福祉関係者、アドボケイト、研究者等が集った。
- 本プロジェクトは支援付き意思決定研究において世界的に権威のあるカナダIrisのマイケル・バック氏、エセックス大学教授ウェイン・マーティン氏、法廷弁護士アレックス・ラック・キーン氏、法社会学研究者ルーシー・シリーズ氏らからも高い評価を受けた。

### 【時 期】

令和5年8月9日～11日

### 【場所等】

University of Essex（エセックス大学）

### 【対 象】

英国、欧州、アジア各国における意思決定支援の研究者、実践者（アドボケイト・社会福祉専門職・司法専門職）、地方自治体職員等

### 【内 容】

支援付き意思決定（supported decision-making）の理論、実践、政策

- ・基調報告（水島氏）
- ・パネルプレゼンテーション（名川氏）
- ・ビデオ出演（安藤氏・木本氏など）



## Toyota city is ...

Japan

### Aichi prefecture

- Toyota City is located in the centre of Aichi Prefecture and is the largest city in the prefecture, occupying 17.8% of its area.
- Toyota City has many faces. In contrast to being one of the world's leading manufacturing cities, it is blessed with vast and abundant greenery. Approximately 70% of its area is forested, and its vast fields produce a wide variety of agricultural products.

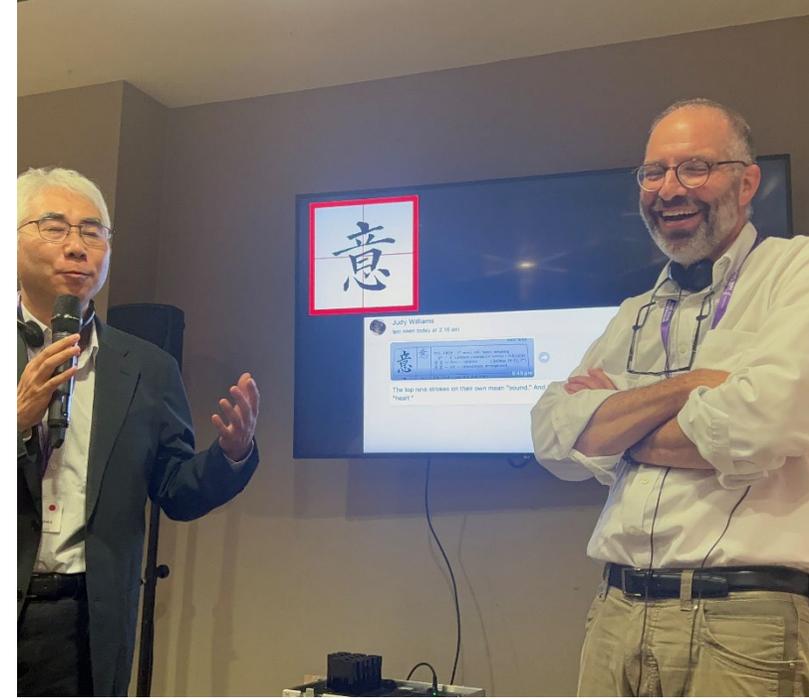
#### City with Rich in Nature

- mountainous
- 70% of the city area
- Population → about 38,000

#### City of Automobiles

- urban area
- 30% of the city area
- Population → about 380,000

Toyota city



# 意思決定支援スキルアップ研修

2024年1月18日(木)～2024年2月4日(日)

ご本人の心からの希望に基づき、ご本人といっしょに考えていく  
意思決定支援のテクニックを対面で、オンラインで習得できます!

## こんなことに不安を感じたり悩んだりしていませんか?

ご本人の思いを受け止めていく話し合いの中で…

ご本人は  
言いたいことを  
言えている?

自分はちゃんと  
理解できている?



ご本人とコミュニケーションをとる時に…

好き嫌いや価値観を  
知りたいけど  
どう聞けばいい?

言うことが  
よく変わるから  
本心がわからない



ご本人にやりたいことがある時に…

危ないからといって  
チャンスを  
奪っている?

丁寧に考えて  
準備すれば  
可能なことも  
あるのでは?



話をするのが難しい人や言葉が無い人と  
向き合う時に…

ご本人の好き嫌いを  
大切にしたいけど  
うまくできない

どこから、何から  
始めればいい?



## そんな不安やお悩みに、お応えする研修があります!

### 実践的意思決定支援ファシリテーション研修

ワークを通じてご本人の内なる思いを紐解き、意思の表出を支援する会話のスキル取得を目指します。

あなたが気づかなかった思いをきくとご本人が語ってくださるようになります。



### トーキングマット研修

絵カードを使ってコミュニケーションに難しさのある方が大切にしている思いや希望、揺れる心をご本人といっしょに見える化していきます。

ご本人の思いを周りの人と共有して、支援に活かす第一歩になります。



### リスクの捉え直し研修

ご本人がやりたいことに対し、リスクと可能性のバランスを再度見直し、支援の幅を広げるための考え方と、新しい挑戦のチャンスを提案します。ご本人のチャレンジしたい気持ちを大切にしたい取り組み方を発見できます。管理者の方は是非とも!

### 選好の記録化と共有研修

重い障害で話すことが難しい人や言葉がない人であっても、選好の情報収集や共有・蓄積・更新のあり方のあり方を見直し、そのコツを習得して、ご本人の好き嫌いを支援に活かしていけるようにします。



自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

## 第2回 意思決定支援実践シンポジウム開催要綱（案）

～本人の心からの希望や価値観、意思決定を支持する「フォロワーシステム」の可能性～



2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称：SDM-Japan)は、2022年10月25日、豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2023年2月19日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウムを開催し、対面会場・オンライン会場を合わせて245名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。

今回は、「フォロワーシステム」を全国に普及するにあたり、同様の課題に取り組む自治体もお招きし、実践報告と課題の検討を行うためにシンポジウムを開催します。

- 2 日時 2024年2月23日（金）13時開会 17時半閉会 ※途中休憩含む
- 3 会場 オンライン開催（登壇者は原則として一か所に集まる）  
※Zoom、YouTube ライブ配信による全国オンライン中継を行います。
- 4 対象 成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO 職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・団体、市民 等
- 5 定員 オンライン方式 無制限
- 6 参加費 無料
- 7 申込先 ①Web（右記QRコード）  
②E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp（豊田市福祉総合相談課）
- 8 締切 2024年2月19日（月）
- 9 プログラム 裏面に記載
- 10 主催 一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）
- 11 共催 豊田市、日本財団
- 12 問い合わせ ①申込方法…豊田市福祉総合相談課  
(Mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp TEL 0565-34-6791)  
②プログラム内容…日本意思決定支援ネットワーク  
(Mail info@sdm-japan.net TEL 050-5534-4004 )

## プログラム（案）

13:00～13:10 開会

開会あいさつ・趣旨説明（10分）

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事 名川 勝  
「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは？」

### 【第一部】

13:10～13:55（45分）

基調講演

同志社大学社会学部教授・社会福祉士（全体委員会副座長） 永田 祐 先生  
「仮タイトル：地域福祉の推進と共生社会の実現  
～持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題～」

13:55～14:40（45分）

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業の進捗について

- 1 豊田市の取組み 安藤 亨（豊田市福祉総合相談課権利擁護支援担当長）
- 2 SDM-Japan の取組み 名川勝（研修 WG 座長）／水島俊彦（アドボケイト WG 座長）  
／森地徹（評価 WG 座長）
- 3 日本財団の取組み 袖山啓子（日本財団公益事業部）

14:40～14:55（15分）

休憩／アンケート

### 【第二部】

14:55～15:35（40分）

実践報告 「意思決定支援」への実践的取組み

- ・大川市：意思決定サポーターを支えるしくみと実践（自治体担当者）
- ・豊田市：意思決定フォロワーの活動について（安藤 亨）

15:35～17:15（100分）

パネルディスカッション

コーディネーター 名川 勝（SDM-Japan 代表理事）

テーマ：本人が自分らしく生きていくために必要な意思決定支援の仕組みと実践とは？

- ・本モデルにおける関係性濫用のけん制効果
- ・本モデルにおける意思決定支援充実効果
- ・本モデルの課題と全国的普及を進めるための「フォロワーシステム」の提案

パネリスト 大地裕介／八木将仁（豊田市社会福祉協議会）  
木本光宜（特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長）  
柘方瑞恵／袖山啓子（日本財団公益事業部）  
永田祐（同志社大学社会学部教授）  
大川市担当者  
水島俊彦（SDM-Japan 副代表理事）

17:15～17:25（10分）

閉会の挨拶 日本財団常務理事 吉倉和宏

17:25～17:30（5分）

アンケート／事務連絡

17:30 閉会

自治体との連携による  
障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業  
(略称：意思決定支援モデルプロジェクト)

第1回全体委員会議事録

第1回 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業  
意思決定支援モデルプロジェクト 第1回全体委員会 次第

日時：令和5年7月4日（火）13：30～15：30

会場：豊田市福祉センター

※オンライン（zoom）併用

1. 開 会

- 資料確認
- 豊田市福祉部長あいさつ
- 本日の出欠状況、委員紹介

2. 議 事

- (1) 本プロジェクトの進捗状況等について（報告）
  - 本プロジェクトと令和4（2022）年度の取り組みについて
  - 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗について
- (2) フォロワー及び権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）の役割と養成について（報告と意見交換）
  - 意思決定フォロワーに関する報告
  - 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）に関する報告
- (3) 2023年度の活動目標と予定について（報告）
  - 研修ワーキング・グループ
  - アドボケイトワーキング・グループ
  - 評価ワーキング・グループ
- (4) 2023年度シンポジウムのテーマについて（報告と意見交換）
- (5) 英国でのプレゼンテーションについて（報告）

3. その他

- 本年度の予定について
- 事務連絡

4. 閉 会

2023-7-4 令和5年度第1回全体委員会

13時30分～ 時 分

○加藤担当長 では、私は豊田市福祉総合相談課の加藤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の次第に沿って協議のほうを進めてまいります。

まず資料の確認からさせていただきます。

お手元の次第の裏面に本日お配りした資料のほうは書いてありますので御確認ください。もし不足等がありましたらお配りしますのでその場でお知らせください。よろしかったでしょうか。

まず、お手元の資料の中に活動記録ということでホチキス留めのものが置いてあるかと思いましたが、こちらの資料に関しては本日終わりましたら回収という形になりますのでよろしくお願いいたします。

また、次第にもありますが、豊田市では今年の10月12日、13日に第5回地域共生社会推進全国サミットを開催いたします。これに関しまして課長の内より御案内させていただきます。

○大内課長 皆さん、こんにちは。豊田市福祉総合相談課長の大内と申します。

お手元にこちらのチラシがあると思うのですが、先ほど加藤のほうから話がありましたとおり、本市では10月12日木、13日金曜日と地域共生社会推進全国サミットを開催させていただきます。会場につきましては、メイン会場はコンサートホール。それから、分科会で名鉄ホテルと参合館を活用しながら開催を進めていきたい、このように思っております。

裏面を御覧ください。

本市では開催に向けて地域共生社会への理解を進めるために様々な関係する会議や研修等の場をお借りしまして、プレサミットと位置づけをさせていただきまして理解・啓発活動を行っていく予定をしております。それに当たって、地域共生社会の実現に向けて知っておきたい100のことシート、こういったものを作成させていただきまして、この中から本日はその一つを紹介させていただきまして地域共生社会について理解を深めていただく機会としていただければ幸いですと思っておりますので、よろしく願いいたします。

豊田市では、目指すべき地域共生社会について、次のように考えています。

まず、1つ目としまして、一人一人の「安心な暮らし」。

2つ目として、一人一人の「生きがい（自分らしさ）」。

3つ目として、人や活動の「つながり合い」。

この3つをともにつくり、幸せを感じられる社会、こういったものを豊田市は目指すべき地域共生社会と捉えています。

そこで、下にこの地域共生社会に通じるエピソードということで1つ御紹介をさせていただきます。地域共生社会とよた市民後見人についてということで、こちらに記載のとおりですが、こちらを読ませていただきます。

認知症のAさんのところには、とよた市民後見人のBさんが毎月訪問に行っています。Aさんは「財布をなくしてしまった」と困っていたので、「ここにありますよ」とBさんが答えると、Aさんは「そうだった。あんたがいて助かったわ」と言われ、安心して笑顔に戻りました。とよた市民後見人のBさんも、Aさんとの会話が新鮮で楽しみです。定年後の新しい生きがいを見つけ、充実した日々を送っていますというような内容でございます。

この内容は小さなことではあるのですが、いわゆる安心な暮らし、生きがい、それから、つながり合いというような、そういった内容が含まれた内容となっています。こういった小さなことから、この地域共生社会というものの実現について進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○加藤担当長 では、最後、御案内になります。本会議は公開にて実施をしております。それから、傍聴されている方もいますので、あらかじめ御了承ください。

では、初めに、本プロジェクト全体委員会の熊田委員長より一言御挨拶をお願いします。

○熊田委員長 大変お暑い中、皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。それから、Zoomで御参加もありがとうございます。

本年度、令和5年度第1回の全体委員会を今日させていただきますが、2022にキックオフをして、あと2023、2024、実質3年目になりました。いろいろこのプロジェクト、国のモデル事業あるいは日本財団の事業と連動してやっているわけですが、いろいろな意味でやはりどんどん注目度が高くなっているなという印象、非常に思っています。

今日も御参加の方々に、実は私の団体ですと日本弁護士連合会で7月と9月に本当に豊田のモデル事業を念頭に置いた成年後見の連続勉強会を実施いたします。その中でも、今日御参加していただいている方が非常にたくさん、4人か5人ぐらい基調講演だとかパネリストだとかという形で御参加いただくことになっています。そういう意味で、非常に注目されつつあるプロジェクトなのかなというように今、感じています。

今日もこれからの会議、どうか忌憚のない御意見を出していただきまして議論が深まればというように思います。

以上です。

○加藤担当長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況と委員の紹介に移ります。

委員の皆様につきましては、資料1、委員名簿のとおりとなります。

ただ、今年度より委員の交代がございます。日本財団の菊地委員が退任されまして、後任として枡方瑞恵委員が就任されました。

枡方委員、一言、自己紹介をお願いします。

○枡方委員 日本財団、枡方と申します。

今日からまた私、勉強させていただきまして、このプロジェクトがうまくいきますようにと祈っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤担当長 ありがとうございます。

その他の委員は昨年度より留任という形になっております。引き続きよろしくお願いいたします。

なお、本日、中根委員については欠席の御連絡をいただいております。

あと長澤委員は所用で今日、途中での退席ということで承っておりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

また、リモート参加における発言の方法ですが、御発言される場合は挙手または手を挙げるボタンにおいて意思表示をお願いします。

発言者は委員長からの指名に基づき御発言いただくようお願いいたします。

では、以降、熊谷委員長より会議の運営をお願いします。

○熊田委員長 それでは、これからの取り回しといたしますか、私のほうで務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、毎回やるのですが、念のためにきちっと毎回説明させていただきたいと思っております。

会議運営のルールの確認をまずさせていただきます。

事務局よりよろしくお願いいたします。

○安藤委員 よろしく申し上げます。豊田市役所の福祉総合相談課の安藤です。

私のほうから会議運営について御案内させていただきます。

資料といたしましては、カラー刷りの A4 の縦向きのパワーポイント2アップ、ホチキス留めの資料を御覧いただきたいと思っております。資料2と書いてあるものになります。

こちらの1枚目の下のほうのスライドです。会議運営のルールについて。

昨年度から御参加いただいている委員の皆様におかれては御承知の話かもしれませんが、改めて確認させていただきます。

会議では「〇〇さん」と呼び合いましょうということで、「先生」というような形ではなく、「〇〇さん」というような形でいたします。

2点目です。本事業、支援者や行政だとかそういった方々の思いもちろんそうなのですが、やはり中心となるべきは御本人さん。認知症や障害のある方、御本人さんでございますので、御本人さん中心で議論をしていきたいと考えております。

3点目です。ここにお集まりの方々は福祉であったりだとか司法の関係だとか、または地域の方々、様々なお立場の方がいらっしゃいます。専門用語などについてはできるだけ分かりやすい言葉を使っていたりとか言い換えをお願いしたいと思っております。

4点目でございます。多くの方に御発言、御意見賜りたいと考えておりますので、一度につき御発言はおおよそ目安として3分以内を1つ基準として御発言願いたいと思っております。

最後です。今の点に重なりますけれども、ここに御参加の方、皆様が御発言できるようにお互いにいろいろ御配慮だとか考えていただきながら御発言、御意見を賜りたいと思っております。

運営ルールについては以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、2番目の「議事」に入ります。

「(1)本プロジェクトの進捗状況等について」の御報告をまず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○水島委員 それでは、現在、昨年度から動いております意思決定支援モデルプロジェクトの進

捗状況について報告をさせていただきます。

こちらの進捗状況については、皆様、御覧いただいたことがあるかと思いますが、本プロジェクトは、豊田市、日本財団、SDM-Japan、この三者の連携において実施している事業でございます。それぞれの役割を持って動いています。

全体委員会は、研修WG、評価WG、アドボケイトWG、それぞれのWGの集合体であり、皆様からの御意見を踏まえつつ各WGにおいても動いています。

豊田市は国の持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施団体でもあります。SDM-Japan としては、障害者権利条約を踏まえた本人の人生におけるチョイス&コントロールを保障するうえで、標準的な国のモデルでは十分とは言えない意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の機能を充実させることが必要であると考えています。そこで、フォロワーへの継続的なサポートや意思決定支援に関する研修内容について、WG等での議論を通じながら御提案をさせていただくような立ち位置で、日本財団の支援を受けながら動いているというような状況です。

こちらの制度を整備していくために、昨年度、2022年度上半期、下半期における、それぞれの動きについてまとめたものがこちらの表でございます。第3回の全体委員会でも触れておりますが、当初、研修WG、アドボケイトWGから始まり、モデルプロジェクトの事前説明会を行った上で、実践としては昨年10月以降に開始しました。その後、研修WG、アドボケイトWG、評価WG、それぞれが動くことになり、様々な検討が進められてきたという状況でございます。

ごく簡単ではございますけれども、昨年度の動きについて御説明をさせていただきました。

以上です。

○安藤委員 引き続き私のほうから御説明させていただきます。

めくっていただいて、資料としては9ページのスライドから私のほうで御案内させていただきます。

今、水島さんのほうから御説明ありました三者連携の中で本市として具体的に事業を実施しております。皆さんの御知見やノウハウをいただきながら本市の事業として実施している豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗について御案内させていただきます。

まず、このページの下の10ページのスライドは、昨年度から御参加いただいている委員の皆様については御覧になられていることが何回もあります資料でございますが、こちら、もう一度スキームを簡単に説明させていただきます。

まず御本人さんがいらっしゃることで、御本人さんには、この権利擁護支援チーム、御本人さんの自分らしい生活を支える様々な方が関わっていらっしゃいます。例えば身近な地域の民生委員さんであったりだとかケアマネジャーさんや相談支援専門員、サービス提供の事業者さんだとかいろいろな方がいらっしゃるわけですが、その中にまず1つ目として左上に書いてありますが、生活基盤サービス事業者ということで、もともと御本人さんが使われている介護保険や障害福祉サービスの事業者さんに付随する形で日常的な金銭管理等の支援をしていただくような形にしております。

ただ、この二者間の関係だけではいろいろな不都合な部分もございます。さらにお金というところはやはり生活を営む上で一番重要なところでもございますので、意思決定の要素をしっかりと取り込んでいくことが支援としても重要だということで、今度は右手に書いてありますが、意思決定フォロワーさん、漢字で書けば意思決定の支持者という形で、月に2回ぐらい定期的な訪問をして御本人さんといろいろなお話をしながら、御本人さん自ら生活を決めていく中での後押しをするような役割として参画いただいております。

この下、サービスの事業者さんやフォロワーさんが入ったチームの中で金銭管理の状況であったりとか意思決定フォロワーさんの活動について定期的な相談を受けたりだとか助言をしたりだとか、時には監督ということで四半期ごとの金銭管理の状況の確認などをする、そうした役割として権利擁護支援委員会というものを立ち上げている、そういった形で、これまで成年後見制度だとか家族に求められていたお金の管理や意思決定支援だとか、そういった活動や支援というのが適切に行われているかどうかだとか、こういったものをそれぞれ分解しながら連携という形で組み合わせて支援をしているのがこの事業のスキームになります。

めくっていただきたいと思います。

昨年度及び今年度のこの事業での取組ということになりますけれども、昨年度は大きく試行するための枠組みづくりと、さらにこの試行、モデルケースを開始するということを進めてまいりました。

枠組みに関しては、今、申し上げたスキームにおいてそれぞれがどういった役割を果たすのかということの基本的な整理と、あと具体的に市として事業を試行実施するための要綱や様式の作成。

具体例として右手のピンク色のところがございますけれども、モデルケースに関しては、高齢者の方で特別養護老人ホームのモデルケースと障害者の御本人さんとグループホームのモデルケース。フォロワーさんはどちらも市民後見人の養成講座修了生の方が関わるといったようなモデルケースを開始しているところがございます。

これらの昨年度の動きを踏まえて、今年度、令和5年度においては、さらに仕組みを成熟化していくことと、あとはこのモデルケースのパターン、バリエーションを増やしていこうということと市としては考えているところがございます。

仕組みの成熟化に関しては、実際にこの後も少し御案内しますが、フォロワーさんの育成であったりだとか、あとは活動支援も定例的な形でしっかりサポートができる形というのを整えていきたいなというように考えております。

2点目としては金銭管理。昨年度から熊田委員長からも指示をいただいておりますけれども、この範囲であったりだとか透明性の確保について継続的に検討を進める。併せて、今、モデルケース、数件でございますが、利用者が増えた場合にしっかり事業として実施できるような事務フローの整理ということも進めてまいりたいと思います。

こうした形式的なところだとか全体的なところに対して右手の試行パターンの増加ということに関しては、やはり事業の利用者の方がどういった利用者像などが適切なのかだとか、この事業を使うことで例えば地域生活課題の解決だとか生活の質の向上が図られるような形がどういったものなのかということを整理を進めるためにモデルケースのパターン、バリエーションを増やすということを今、進めております。

なお、※印で書いてあります。冒頭にも御案内がございましたが、本事業は厚生労働省のモデル事業の採択を受けて実施をしております。こうした5年度の取組を進めることで、総合的な権利擁護支援策の構築といったこれまでの方向性に基づいた事業化の可能性を高めてまいりたいと思っています。

一方で、このページの下にありますけれども、つい先日、国のWG会議が行われましたが、こちらの資料ではこのモデル事業のほかに、一定所得層の方については民間サービスを利用するというようなことを前提としているのではないかと推察される資料が出されておりますので、こうした動向も少し注意をしながら市としては事業の成熟化を図っていききたいと考えているところがございます。

次のページ、紙に移りたいと思います。

今、申し上げた今年度の取組として、フォロワーさんの養成を開始していきたいなというように思っております。つい先日、市民後見人の事前説明会と併せてこの意思決定フォロワーの養成講座の御案内をさせていただきました。このような形で説明会が終わった後にフォロワーの養成講座に参加される方とか、市民後見人の養成から受講されている方だとか両方受けられる方、様々な形で市民の参画を仰いでいきたいなと思います。

具体的には14ページ、下のスライドに書いてありますが、10月の末から11月にかけて、まず導入講座を開始することを決定しております。

めくっていただきまして、次からがまずは前年度から引き続き実施しているモデルケースの進捗状況になります。

こちらのまずモデルケース①は高齢者の方で特養に入ってもらっしゃる方のケースになります。

上のスライドのところを見ていただきたいと思いますけれども、意思決定フォロワーさんの活動としては、実際には市民後見も受任されている方が月に2回ぐらい訪問されて高齢者の方のいろいろなお話だとかをお伺いされているような状況になります。

そして、今回、このフォロワーさん、半年ぐらい経過しましたので、月に1回、報告書を頂い

ているので6枚以上の報告書を拝見させていただきながら、2つの観点から少し活動を整理しております。

まず1点目としては、市民の方がフォロワーとして関わることによって、地域生活での意思決定が充実しているというようなところと、もう一点は、関係性の濫用とありますが、どうしてもやはりサービスを提供する方、特別養護老人ホームだとか介護保険サービスだとか、サービスを提供する側とそれを受ける側となると、やはり関係性としては上下とは言わないですけども、いろいろ対等な関係では難しい場面が出てきますので、そうしたところへの牽制効果というか適切な関係性を築くための効果もあるのではないかとこのところをフォロワーの活動から確認することができております。

まず市民がこういったところに関わる重要性ということで挙げさせていただいているのが上のところでございますが、御本人様はおだんごが好きでということで、食べたいという思いというのを御本人さん自ら施設の方に伝えたり、その状況を何回も確認されて、実際にはおだんごが食べられることができた。施設のほうで提供されるお食事もお大変おいしいものと伺っておりますけれども、それだけではなくて御本人さんが望むものだとかを購入することをやはり本人がどうしたいのかなとか、それぞれ個人の好みとかもありますので、好き嫌いとかもありますので、そうしたことにフォロワーさんが寄り添ったというものになります。

もう一つの関係性への濫用への発展の可能性に関する牽制効果ということに関しては、実は報告書の中で御本人さんの発言だとかいろいろなやり取りの中で、私には自由になるお金がないのだとか、スタッフに聞いてもないよとか、私の年金はどうなっているのかなとか、あとはお気に入りだった膝かけの話です。どこにいったのかスタッフと話したいのかをもう一度確認してみたほうがいいのではないかなということもフォロワーさんも言われていたりだとか、あとは何回もトイレに連れていかれるということで、フォロワーさんとしては嫌とは言えないかなとか、言うてはいけないと思っているのではないかなですとか、実際に今日もお配りしているようなあいつの報告書だとかそういったものの中に記載がされていたりしている。

下のは不適切な支援だとかケアをしているというわけではなくて、そのサービスだとか支援を受ける中で御本人さんが言い出せないことだとか思っていることだとか、そうしたものをフォロワーさんが寄り添うことによっていろいろ状況の確認だとかができていくということになります。

下のスライドのほうは金銭管理の状況になります。こちら、施設のほうで適切に管理していただいているような状況を記載しているのですけれども、今年度に入りまして金銭管理の状況を監督役として司法書士の先生に確認をしていただきました。現金や出納簿や根拠書類などを確認されて、さらに必要なやり取り、書類、受領書などを残すことだとか、お金を預かった人以外の方が出納簿に受入れを記入することなど、この事務の適正のところも御助言いただいたりとかしながら適切な管理だとかも進めるような形を今、つくるところでございます。

こちらが高齢者Aさんのケースでございます。

めくっていただいて、次のページがモデルケースの2つ目ということで、こちら、障害のあるBさんのケースになります。こちらの大きな立ってつけとしてはフォロワーさんの活動と下のスライドのほうで金銭管理のところを示しております。

フォロワーさんの活動のほうも先ほどと同様に市民の方がフォロワーとして関わることによって御本人さんの意思決定を充実することができたりだとか、あとはサービスを受けるとか、それをする側との関係性、適切な関係性だとか対等な関係性のところで牽制だとか支援ということに関してのポイントで整理をしています。

上のところですけども、まずこの方、少し頭がずっと痛くて薬を飲んでも治らなかつたりだとか、なかなか病院に連れていってもらえないとか、私の痛いのを誰も分かってくれないとかということで手術を悩んでいたりとかがフォロワーのお話の中でいろいろ出てきておりました。

御本人さん、フォロワーさんに、私は手術したほうがいいですかということを聞いて、フォロワーさんも、フォロワーさんとしてはいい、悪いというのを言う立場ではないので、Bさんの気持ちというのをお医者様に伝えてくださいねということ促して、それだけではないと思います

けれども、その後、御自身の口でお医者様のほうにこの手術の話をして、最終的には薬を飲みながらではありますが、手術をしてよかったということを御発言としてされていたということになります。

もう一つはサービスの事業所さんとの関係性の部分に関してですけれども、支援者がよく御本人さんと接してらっしゃる方がいらっしゃるのですが、お話がなかなか速くて聞き取れないからゆっくり話してほしいなということ、それを施設長さん等、関わっていただきながらお伝えした。

このスライドの最後に書いてありますけれども、この方の最後のところでは、御本人さんは施設の方にこういった思いを話すと思われると思って心配していたということがありましたので、こういったところにしっかり寄り添えたというところは、サービスを受けたりとか提供するところの適切な関係を構築するところにも寄与しているのではないかなというように思うところがございます。

こちらが障害のある方の金銭管理のところを施設のほうでしっかりと管理をしていただいております。5月や6月に実際に監督チェックをしていただいて、この弁護士さんのほうから、また書類としてはしっかり整ってらっしゃるので監督といってもやはり御本人さんにも同席していただいているいろいろなお話を聞ける機会があるといいねということをお提案されたりということで、監督の仕方というところ、いろいろな御提案をいただいていることとなります。

ここまでが昨年度から続いているケースになります。

最後に、今、まだモデルケースとして始まってはいないですけれども、少し調整段階にあるものを皆様と共有させていただきたいなと思います。

まず1点目は、これまでであったら身元保証等、民間サービスを利用していたのではないかとと思われるような身寄りがない高齢者の入所を調整するケースになります。

80歳代の女性で、生活保護を受給されながら、夫と2人暮らしをされておりましたけれども、旦那さんが急に亡くなられてしまって、御本人さんも弱った状況で発見されたというところで、その中で少し生活の安定を図るためにショートステイを利用するということになりました。

こうした状況でもありましたので、一時的な心身の状況の低下によって、やはりどうしても人間でありますので判断能力が不安定であった。その中でショートを利用するというところで契約が必要なので御本人さんと事業者さんと、あと保護のワーカーや我々の事業の実施者が立ち会って、いろいろな説明を丁寧にされて御本人さんの理解を得た後に契約をした。その中では、どうしてもやはりお金の管理をどうするかとか、通院の支援をどうするかとか、死後の対応をどうするかというところが課題になって関係者でケース検討をしたところがございます。

通院の支援だとか死後の対応もいろいろ関係者の中でどう対応しようかとか、ACTの検討をしようかだとかいろいろな話題がありましたが、お金の管理の部分についてはどうしてもこの方、お一人になってしまったのでいろいろな決めることを相談できる相手がいないということと、日常的なお金の管理も課題になってくるかなということと、この事業を使うといいのではないかとということで利用の調整に進んでいるところがございます。ただ、この施設においては通帳と印鑑を保管できないルールもあつたりするので、ここをどうクリアしようかということを中心に調整を進めているということになります。

2点目は障害のある方なのですけれども、65歳になったときに介護保険サービスを実行するという問題、課題がありますが、そこへの対応と保佐人さんの役割ということものを見詰め直すことのできるケースではないかというものになります。

こちらは60歳代の女性で、知的障害、療育手帳Bをお持ちの方です。一人暮らしの方です。65歳を迎えたため、一応制度上は障害のサービスから原則論、同様のサービスや介護保険のほうに移行していくのですけれども、本人はやはり慣れ親しんだ事業所がいいということで生活を変えたくないというような希望もあつていろいろ関係者との調整があつて、やはり御本人さんの意思というものは重要だよなということを改めて事業所も知ったということから調整が始まったケースでございます。

そうした中で、もともと本人さんが通っている生活介護、障害のデイサービスの事業所は本人の日常的なお金の管理、保佐人さんが大本を預かっている日常的な部分を事業所では管理してい

たので、ここをうまく生かす形で、仮に基本的なサービス、例えばデイサービスのところが生活介護から高齢のデイサービスに移行したとしても、この慣れている慣れ親しんだ事業所さんがお金の管理の部分として関わる事ができれば生活に引き続き関わって支援することができるのではないかなという形が取れるので、このようなことで 65 歳に移行する際も慣れ親しんだ障害サービスの方が違う形で参加ができるのではないかなというケースとして、また保佐人さんもついてらっしゃるのでそこの関係性というところも今後、成年後見制度の環境の中で見る事ができるのではないかなというケースを今、調整しております。

最後に、調整ケース③としては、御本人さんのさらに生活や余暇を意思に基づいて、希望に基づいて充実させる事ができるのではないかな。あと親亡き後とか成年後見人さんの役割というものを検討することができるようなケースがございます。

こちらに関しては 40 歳代の男性で知的障害だとか身体障害がある方ですけども、お父様と一緒に同居をされています。お父様に認知症が発症されておりますので御本人さんとお父様が同じ弁護士さんが後見人として選任されていますけれども、大きな財産の管理というところは今のところは発生してなくて、日常的な金銭管理が中心となったものになります。

こうした生活の部分に関してなのですが、御本人さんとお父さんは年に 1 回、旅行に行ったりしてございまして、この事業を通じてフォロワーさんがそういったところ、御本人さんの希望だとかどこに行きたいとか、そういったものをもっとより丁寧に寄り添う事ができればさらに充実した生活が送れるのではないかなというところから、後見人さんがこの事業を使えないかなという相談があったものになります。

そうした中で、最近、お父さんの調子が少し悪くなっているということなので、今後、支援体制も変わるというところがあるので、利用のタイミングというところをちょっと見定めながら調整を進めていけるといいかなというように思っているようなケースでございます。ただ、後見人さんもついてらっしゃるので、その役割というところを併せて見るような事ができるケースと考えています。

少し長くなりましたけれども、本市において今、取り組んでいる状況であったりだとか調整の状況を御説明させていただきました。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今、事務局から進捗の報告がなされたわけですが、昨年から続いているモデルケースの 2 件については、ここに整理されておりますように意思決定フォロワーの活動として進んでいっているということですかね。それから、金銭管理についても専門職の方から定期的な監督もなされている。そういう形でモデルケースとして順調にというか、少しずつ進んでいるということになっているということかと思えます。

それから、今年度では新規ケースを想定して進めていきたいということかなという感じがいたします。今まで 2 件でしたので、今、調整中のものなども 3 件あるということです。それぞれタイプが違うような感じの事案、ケースかと思えますので、これも進めていただくということかなというように思えます。今、進行中の 2 件とこの新たに 3 件という形で少し実例を増やしていこうというのが今の流れかと思えます。

それから、意思決定フォロワーの育成講座も具体的に進められるということで 13 ページ、14 ページの辺りに記載がされています。何か 6 月に事前説明会がなされたようですが、この点について少し様子とか反応とか何か市民の方がどういう感じで参加されたかとか、開催された課長の八木さんのほうから少し御報告いただけますでしょうか。市民の御反応を含めてですね。

○八木委員 事前説明会と市民が学ぶ会という形で開催をさせていただきました。6 月 17 日と 6 月 24 日の 2 日間で、17 日のほうは 78 名の方が参加されて、24 日の日は 77 名の方が参加されました。いろいろと皆さん、関心を持って集まられたかなというところと、中には他県の社協さんもちょっと見に来たりだとかということで関心は高いのかなという感じは受けました。

ただ、実際正直言うと今、市民後見人養成講座の本講座の申込み自体は 10 名という形で、市民後見人になりたいという人よりも、やはりこういった意思決定支援であったりだとか権利擁護ということに興味ある方のほうが多いのかなというようにも感じたりはしています。

ただ、アンケート等もまだ集計できてないものですから、ざっくりとした報告としては以上になります。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今の八木さんの質問も含めてですが、先ほどの水島さん、安藤さん、八木さん、この御説明について何か御質問とか御意見等があれば。あるいは確認したいこととか、そういうようなところでいかがでしょうか。

どうぞ。

○八木委員 私が聞くことではない、WG にも入っていて聞いてはいけないのですが、去年1年間、多分2ケースやって、去年、たしか誰か分からない、課題もしっかり積み上げていったほうがいいねという話もあったと思うのですね。この2事例だということとか、よかったことということは分かるのですけれども、課題みたいな積み上げというのは今後報告する予定はあるのですかね。

○安藤委員 市の実施状況はお話をさせていただいたのですけれども、課題も含めて例えばフォローさんが困ったポイントだとか、そういったものは研修 WG のほうで例えば研修の内容、こういったものを取り入れていこうかということにつながるかなというように思いますので、この資料には入れ込み切れてはいないのですが、そのような形でいいところだけではなくて課題であったりだとかもう少し熟度を増さなければいけないというところはやっつけていけるといいかなと思います。

もう一点、どちらかという行政マターのほうの話として、八木さんともいろいろ話をさせてもらいますけれども、やはり施設だとなかなか通帳だとか印鑑だとか日常的なところはいいのだが財産管理が難しいよねというようなところが現状としてはよく声として聞きますので、その辺をどういった仕組みだとか対応できるのかなというところはまた一緒になってさせていただいたりだとか、こういった場でも共有させていただければなと考えているところでございます。

以上です。

○熊田委員長 ほかに何か確認したいことはございますか。

どうぞ。柘方委員。

○柘方委員 調整ケースが3件あるということだったのですが、これは調整というのはいつ終わって、いつぐらいから本スタートするような見込みというのはお分かりでしょうか。

○安藤委員 まず調整ケースの1点目は、一番最後に書いてありますけれども、やはり施設側に無理も言えない部分もありますので、これは実は三井さんのところのケースなので、具体的な調整は今週にまた打合せの機会を設けてどういう対応ができるかというところを進めていって、そこがクリアできれば実際の利用にいけるのではないかなと思っています。

2点目のケースに関しては、こちらも今、今週、またケース会議を開いて進めるのですけれども、やはり御本人さんがどうしたいかということも一番重要なところでございますので、御本人さんがまだこの2ケース目については説明がし切れていないので、御本人さんの意向確認をした後に調整を図っていくというものになります。この2点については、今、申し上げたポイントが少しクリアできれば実際の利用開始につながっていくのが極めて近いところで進められるのではないかなと思います。

3点目については、これも長澤さんのケースでございますけれども、ここについてもお父様との状況が、支援体制が今後変わる部分もありますので、今のタイミングで開始すべきなのかどうかというところを長澤さんだとか関係者の方とお話しさせていただきながら調整を進めたいなと思います。

なので、少しまとめて言うと、1ケース目と2ケース目についてはちょっと課題になっているポイントだとか御本人さんの意向部分がクリアできれば速やかに実際のモデルケースとして追加できるのではないかな。3点目については、そのタイミングというところを見定めながら進めていければなと考えているところでございます。

○柘方委員 ありがとうございます。

○熊田委員長 水谷委員、どうぞ。

○水谷委員 この調整ケース③かな。成年後見人がついてらっしゃるということで、なので、判

断能力とかその辺はちょっと問題というか、うまくいかないかもということなのですかね。フォロワーさんとのやり取りとかできるタイプなのですかね。本当に今、ちゃんとできない、ちょっと困ったケースになるのですか。そういうのもケースとして挙げていただけたらと思うのですが、こちらの③の場合はどうなのでしょう。

○安藤委員 そうですね。私が申し上げるのもあれなので、長澤さんから個人情報とかの具体的な範囲。

○長澤委員 この方、療育Aの手帳を持っているのですけれども、実際にはすごく能力の高い方で、コミュニケーションも通常どおり取れるというか、要求もかなりしっかりとってくれる方なので、後見人だとどうしても抑制的になってしまうのですが、フォロワーがつくことによってより意思が出てきてやりたいことをいろいろできるような方かなというように思っ挙げてもらいましたが、ちょっとまた後見人とフォロワーのすみ分けというのはいろいろ課題とか出てくるかなと考えています。

○熊田委員長 水谷さん。

○水谷委員 フォロワーさんがこれはできないかなというような、そういうケースというのもしないいろいろな人に対応できないかなとは思っているので、すごく難しいからやっていけるのかどうか、その辺、分からないのですけれども、そういうパターンも今後考えていただけるのか、その辺がちょっと気にしています。

○熊田委員長 今の辺り、何か水島さんは何かありますか。

○水島委員 どういった方を対象にされるかというのは第一義的には豊田市において検討されるものではありませんが、やはりモデルですから、チャレンジと思われるケースであっても、様々な方にモデルプロジェクトをご経験いただくことによって、より進化できる可能性があるのではないかと思います。

特定のケースはできないと決めつけるわけでは当然なく、チャレンジをした結果として何らかの形で何かしらの効果が見られるというようなことがもしあれば、それは非常に大きな成果にもなると思います。なかなか豊田市のほうでもケースを集めていくということが大変であるというようにお話を聞いておりますので、もし水谷委員が例えばこのモデル事業について、もしかするとこの方、いろいろな思いがあるのだけれども、徐々に引き出すことができない状況ではないかと思われるような方で、特にコミュニケーションに支障が非常に高いと言われる方を御紹介いただくと、場合によってはそうした方へのモデルの適用も含めて検討をさせていただくことになるのかもしれない。

私の立場では、あくまでも SDM-Japan としては、いろいろやってみたいという思いはあります、ということをお願いさせていただきます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

まだまだいろいろ御発言があろうかと思いますが、また後でまとめてというところで時間を取りたいと思いますので、議事自体は少し進めさせていただきます。

では、2つ目に入ります。(2)で「フォロワー及び権利擁護支援専門員(意思決定支援担当)の役割と養成について」、これについても事務局より御説明をいただけますでしょうか。

これは水島さんでいいですか。

○水島委員 私から 20 ページ及び 21 ページを少し紹介させていただいた後、名川さんにつなぎたいと思います。20 ページは先ほどのページですので、これですね。

こちらの1枚物のポンチ絵をご覧ください。こちらの絵をお示したのは、もともと何をこの仕組みが目指しているのかを確認したいからです。例えば、単に金銭管理だけを淡々で行うのであれば、わざわざ青の意思決定フォロワーや緑の権利擁護支援委員会といった主体を置く必要はないのではないかと素朴に感じておられる方もいらっしゃるかもしれません。そこで、次のような図をご覧くださいと思います。

こちらの真ん中の図の左側のように、公的な関わりのある生活基盤サービス事業者がいなくてどうなるのでしょうか。本人が例えば「地域で生活したい」と望んでいても、特にお金の管理についてのサポートがない状態だと、うまく生活が成り立たない可能性もありわけです。では、これらの事業者はどんな事業者でもいいのでしょうか。決してそういうものではない。例えば民間の

身元保証団体による本人に対する経済的な搾取等の問題もあるように、本事業は、今後、民間団体も含めて金銭管理を担うことが予定されているわけですから、適切な生活基盤サービス事業者を公的な枠組みの中に入れて、しっかりと運用を見守っていくことがポイントになってくるものと思われまます。

図の真ん中の部分について、生活基盤サービス事業者だければいいのかということ、そうではありません。先ほど安藤さんから御説明がありましたけれども、立場の差を利用した、いわゆる関係性の濫用が生じるリスクが現実的にはありますので、けん制のしくみが必要になります。加えて、意思決定支援、本人の思いやこれからの希望がどこにあるのかを丁寧な関わりを通じて発見していくということも併せて必要になります。そういった意味で、意思決定フォロワーという、権限がある人ではないけれども、逆に言えば、ないからこそ本人の立ち位置にとことん立って、ご本人の価値観や好き嫌いを日々把握しつつ、赤の事業者と本人とのやり取りの中で課題が生じていないかをチェックしていく、そういった存在が必要であるということになります。

さらに、青のフォロワーだければいいのかということそうでもないのです。先ほど申し上げた通り、フォロワーは何ら本人に対する代理権等の権限がないというように申し上げました。そうすると、本人と赤の事業者との意見の対立・相違がある場面や関係性の濫用が懸念されるような場面を発見はできるのだけれども、それを本人と共に伝えていたとしても、なかなか事業者の方のご理解をいただけないというような場合もあろうかと存じます。その際には、やはり「武器」を持つ必要があり、本人さん、フォロワーにとっての武器の一つとして権利擁護支援委員会というこの緑の団体が存在することになります。ここでは市民・当事者、専門職による合議体が構成されており、フォロワーの動きを注視していく中で、必要に応じて調整の場面を設けたり、あるいは勧奨という手段を用いて、赤の事業者が適切な運営を行っていただけるよう、しっかりと見守っていくということも必要だろうと思われまます。

このようなことから、赤だけではなく、青だけでもなく、緑も含めて三者一体として取り組むような形で、本モデル事業が存在する意味がある、このようなことを整理して申し上げた次第でございます。

では、名川さんから続きの資料の説明をお願いします。

○名川委員長代理 では、資料としては次のページ、22ページ以降というところで御参照ください。

22 ページについては既に何度か提示をさせていただいたものであり、昨年10月に開始をする段階で何が必要だろうか、フォロワーさんのほう、フォロワーさんとして何が必要なのだろうねということについてはここに掲げたように挙げていたかと思ひます。その中で、この赤くなっているのが1番と3番と4番でございますが、それが次のページの行動指針（素案）というところともちょうど対応しており、そこを確認したかったということなのですが、次のページを見ますとフォロワーさんの行動指針というのはまだコアの段階で、皆様に御検討いただきながら整理をしていきたいなというたたき台の段階なのですが、今のところ、このようにしております。

というのは、今のように水島さんから挙げたように、ある程度フォロワーさんとしての働きというのを主張していきたいところですがけれども、でも、特別に能力のある人だけができるという形にしますと、それはほかの場所で難しいよねという話にもなってしまうと思ひます。そういう意味では、できるだけ基本的な事項として取り上げるとしたら何なのだろうねということをおこれまでの事例あるいはフォロワーさんの実際の面接を通じて検討してきたところでは。

具体的なその検討の内容などについては、机上の配付資料といたしまして例えばアドボケイトの活動記録などもございますので、よろしかったら御参照いただければと思ひます。これは具体的にアドボケイト、実際に水島、名川のほうで現在は今のところ対応させていただいておりますが、ここで面接、フォローアップを行った上で記録を取っているというものです。その中で、フォロワーさんの変化などをずっと追っていきますと、恐らくこのような活動は可能なのではないかとこのように考えています。

まず最初は、御本人の願ひなどをコミュニケーションを通じてずっと広げて深めていく。こうしたいねということをお例えばどんなだんごなのだろうねとか、それはどういうところがおいしかったのだろうかとかということ、あるいは頭が痛いというのはどんなふう痛くて、それはこれ

までどんなふうにしていたのだろうねということやずっと話合いの中で広げていくということですね。

そのようにしていく中で2番目、御本人がそれを何らかの形でほかの人に伝えていくことができるようになるのであれば、それをお手伝いするというところまで行っていくということになります。

そこが少し難しい場合には、③本人の wish や主張をマイクやスピーカーとして伝えるというようになります。これについては何度も繰り返していたかと思えます。マイクやスピーカーという言い方は本人の言い方を変えたりとか脚色したりとか混ぜたりするというのではなく、御本人の言っていることをそのまま声を大きくして伝えるという役割になります。

そこが難しい場合には、やはりこれはフォロワーさんだけではできないということになりますので、それを委員会や専門員のほうに相談していくということになります。

この4つの段階を踏まえることによって、フロントであるフォロワーさんができることを確認、そして、できないことは専門員のほうにお願いをするという流れを確認できればというように考えております。

次のページ以降については既に安藤さんのほうが前の進捗状況の中である程度説明をさしあげているところですが、その内容の中から幾らか確認をしたということでございます。

この会議は、いわゆる事例検討会ではございませんので、本当を言えば、ここの今、言った4つのステップというのが各フォロワーさんの発言、御本人の発言の中から少しずつ行われてきつつあるのだなということが確認できるのではないのかなということを出しております。

例えば25ページ、全部お話しするわけにいかないのだから1か所だけこれでやります。先ほどの頭が痛いという話ですけれども、以前からそのような話があったところ、2月の段階で「手術したほうがいいですか？」というようにフォロワーさんに御本人が聞いている。そこでフォロワーさんとしては言えないから御本人の気持ちでFさんが伝えてくださいねと言ったというのがあるのですが、実はこれはそのようにするのが仕事だからというように言っていますけれども、これは私どもとの話合いの中でフォロワーさんが自分でそれを直接に誰かに伝える、例えばお医者さんに伝えるというのは仕事ではないよねという話を共有していたのでこういうように言ったのですが、ただ、フォロワーさんとしてはかなり実は迷いがこの段階では結構あります。そのように御本人にお返ししたのだけれども、それで本当によかったのだろうかということについても実はその後でいろいろと話合いをしております。

結果として2月末に御本人からお医者さんのほうにお伝えをしたのですごくよかったことにはなるのだけれども、このときのやり取りとしてフォロワーさんとしてはどんなふうに話を深めればよかったのだろうか、それをどういふように受け止めていけばよかったのだろうかということは課題としてあるねということをお互いに話し合っております、だからこそ、一番最初のステップとしてのコミュニケーション、思いを広げたりとか深めたりとかというやり取りというのはもっとよくできるようになるといいよね。それが必要だろうというように考え、フォロワーさんからも出てきたので、では、この25ページの一番最後に、これは私どものほうからの提案なのですが、そういったことを一緒に練習をする機会を設けてみましょうかのようなことが話題として出るようになってきております。

なので、今後、これはまた例えば半年なり1年なりを通じてやり取りをすることで、より安定的にフォロワーさんとしてできること、できないことというのがこの方の中でも出来上がってくるのではないのかな。今、ちょうど過程にあるのかなというように考えているところでございます。

これ以上やると本当に長くなってしまいますので例えばの例として申し上げさせていただきます。続きについてはもう水島さんのほうにお渡しいたします。

○水島委員 ありがとうございます。

では、26ページは今、よろしいということで。

○名川委員長代理 そうですね。

○水島委員 26ページについては御覧いただくということでよろしく願いいたします。

27ページ以降、こちらは、今は権利擁護支援委員会の中で、こういったアドボカシーの要素を

どのように入れていくのかということをお話を聞いていただいているところですが、特に今、名川さんが話をされたアドボケイトによるフォロワー支援については、我々自身がやっておりますけれども、現状としては権利擁護支援委員会から派遣される形で、いわゆる権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）という位置づけで動いているところです。

この権利擁護支援委員会の役割の部分は赤字で強調しておりますけれども、この本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。また、意思決定フォロワーからの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。ただ、この委員会は1か月に1回程度の開催でございますし、今後、ケースが増えてくればくるほど一つの事案にずっと集中的に対応することが難しい。そういった場合もありますので、委員会からの派遣という形で意思決定支援専門員（アドボケイト担当）がフォロワーの継続的支援も行うということでございます。

もともとの経過については、3つの中黒点のところではございますけれども、現在は2ケースについて進めています。当初のフォロワー面談は随時でやっておりましたけれども、やはりある程度定例化していくということも重要であろうということで、オンラインで1回当たり1時間程度の面談を月1回程度ということで、報告書が提出された後に面談を行うことをプロセス化して実施しているところでございます。

現在の進行方法としては、名川さんからも話がありましたけれども、主に4つございます。①面談趣旨を説明すること、②フォロワーからの活動報告を受けとめること、③問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン、④情報提供です。特に③問いかけについては、フォロワーがどのように自己の活動を受け止めておられるかについて、なかなか書面だけでは分からないところをフォロワー自身に語っていただき、問いかけの際にも「こうしたほうがいい、ああしたほうがいい」とアドバイスするというよりは、「どうしたらいいでしょうか？」というような形で、フォロワーとともにアドボケイト担当も一緒に考えていくような姿勢でのやり取りを心がけているところでございます。

そして、④情報提供については、面談の最後には「今度、一緒に会話の練習をしてみるのはいかがでしょうか。」「今後、こういった研修があるので参加してみてくださいね。」という声掛けを行い、次につながるような提案をし、大体それで1時間というところでございます。

その後、現在、権利擁護支援委員会にはアドボケイト報告書という形で我々が面談した結果についてお手元の机上配付の資料等を作成し、権利擁護支援委員会で報告するといった状況でございます。

その後、権利擁護支援委員会においても、協議だけではなく、フォロワーに直接助言又は調整をされる、委員会と赤の事業者との間で面談が必要であれば調整をする、アドボケイトにご本人のところに実際に行き面談を実施してもらうよう要請する等、様々な行動の選択肢を委員会は持っているため、これらの選択肢を取るかどうかを委員の皆さんには検討いただく形で、実質的なフォロワーへのサポートに対応している状況でございます。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、主たる報告がこの2つになるものですから、先ほどの報告と今回の報告ですね。意見交換を少しさせていただければというように思います。どなたからでも結構です。特に豊田市の直接現地でいろいろ関わっておられる方々を中心に何か御意見等があればどなたでもいいですが、今の両方の豊田市の今までのモデルケースの進捗状況と、それから、今、名川さんと水島さんからあったフォロワーと権利擁護支援専門員の役割とか養成とかその辺りの議論ですね。どなたか御意見ございますか。

では、木本さん、具体的に何か今のお話を聞いてどうでしょう。当事者の思いとかなんかも含めて。

○木本委員 私としては、アドボケイトのほうの勉強をやっていて、権利擁護委員も入っているので、ほぼ全部の委員会に参加して、本当に丁寧に議論をやっているなというのがあって、いろいろな当事者がいて、意見をちゃんとみんな考えてもらえているので、すごく形だけというものではないなというのを当事者としては感じていますが、これが広がっていくとできるかという

一言がすごくいろいろそういう意味でも怖いなというところと、あと私自身が当事者なので、こういういろいろな当事者が入って意見を言っていく、それを聞いてもらえるということはとても大事なことで、そうしていくと私のような当事者ももっと増やしていかないと広がっていかないというところが私たちの課題でもあるのかなというところ。

それも踏まえた人材育成というのを意図して考えていかないと、フォロワーだけではなくて、それら全てを支えてつくっていく人たちも増やしていく。それが結果、市民の理解につながるというところをちょっと頭に入れてやってもらうといいのかなというのを毎回出ているいろいろな意見を言うたびに、丁寧にやっていけばいくほど思うところです。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。本当にいろいろな示唆が入っている意見かなと思います。

ほかに続いているいろいろ御意見をお伺いしますけれども、どなたかございますか。

では、どうぞ。

○三井委員 三井と申します。

実際に私のほうでモデル事業、モデルケースのほうをやらせていただいていますけれども、感じていることとしては、私どもが関わっているだけでは本人から聞き出せなかった本人の要望とか、心の中には思っていたのだよねということが聞き出せたりとか、繰り返し繰り返し訴えられることが認知機能の低下による繰り返しの訴えではなくて本当の本人の要望なのだなということを感じさせられたりとか学びがたくさんあったなというように反省も込めてですが感じています。

先ほど水谷委員からたしか話があったと思うのですが、この事業だけで全てのケースを解決していくとか対象にしていくということはやはり私は難しいと思っていて、あくまでも選択肢とか方法論の一つかなと思っている。それがはまる人もいればうまくはまらない人もいると思うのですね。

モデルケースとしてやらせていただいているので、ある程度成果を期待して、この人だこういようにうまくいくかなというイメージを持って今回、実際にケースを始めていますし、検討中の調整ケースもこういように工夫したらこれうまくはまるのではないかと、そうしたら、暮らしが豊かになる、そういう視点で見ていって、本当に方法論の一つかな。実際に民間の事業者さんもありますので、否定、肯定、私、どちらもしませんけれども、本当に方法論の一つかな。そこが目的が本人のより本人らしい暮らしとか、より本人らしい生き方というところにつながるようなお手伝いができるとか、いろいろなメニューがあっただけいいのかなというように思います。

あと、この事業が先ほど聞いていて思っていたのが、昔はこういうのはなかったな。当然ですけども、なかったのです。昔はなかったのですけれども、これがあるのが当たり前の中になると、スマートフォンがなかった時代からスマートフォンがある時代のように当たり前の世の中になって、メニューとして選べるということが起きるのかなと。そんな中で、レコード、CD、MD、データ配信という歴史がありましたけれども、MDみたいにアナログというニーズがなければ消えていくみたいになっていくだけであって、これがデータ配信のように生き残っていくのか、レコードのように残っていくのか分かりません。いわゆるメニューの一つというように捉えています。

そんな中で、できるだけ私の現場の身近なところで少しでも検討ができる、調整できるケースもあれば、様々な課題を抱えている方もたくさんいらっしゃる中で、この事業が少しでも利用者さんたちに寄り添っていいものになればなど、そのように思って引き続き事業に関わらせていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、八木さん。

○八木委員 私もフォロワーさんとかがいるところで関わる部分があって、一応私もこの1年間で感じたことになりましてけれども、このフォロワーさんの仕組みというのはすごく時間がかかるのだらうなというように感じています。

特に今回の資料でいうと 23 ページの①、本人の希望、コミュニケーションを広げる・深める

というところが一番時間がどうしてもかかってしまうというところで、この仕組みの中で時間というところで、赤の事業所、金銭管理というのは即答というか、すぐ成果が出る事業と、フォロワーさんというのは要するに結果が出るのに何年か数年かかるのかなというところで、そうなったときになかなか両輪で行こうと思ってはいるけれども、金銭管理事業は言い方は悪いですが、すぐ形になるというか、助かる、目に見えて分かる。でも、フォロワーさんというのは時間かけて1年、2年、下手すると3年かけて初めて芽が出る可能性もあるというところで、そののちょっとタイムラグもあるのだらうなというところで、また今後、そういうのも検討としては、同時に始めたけれども、なかなかフォロワーさんの芽が出ないというか、コミュニケーションを取る、要するに会話するという。特に高齢部門なんかではそういうのを感じるころはあります。

障害を持っている方でも多分重度になればその意思疎通を取るまでに1年、2年かかって、やっとそこから2番に進んでいくであったりだとか、そこら辺のタイムラグ的なところもあって、赤と青がこの絵に描いた表のようにすぐ連動できるかというときに、そのタイムラグは出るのだらうなというのちょっと懸念は感じたりはしたというのが感想です。すみません。

以上です。

○熊田委員長 今に関連して、例えば日常生活自立支援事業があるではないですか。あれはもともと金銭管理と、それから、本人の支援計画がパックで本来はできていたはずですよ。だけれども、今、言われたみたいに金銭管理の部分だけ先行してしまって、あるいは金銭管理は預かってもらうシステムだというような感じで実際は動いてしまっている感じが見えますよね。

だから、この制度も確かに段階は違うのですけれども、どちらがいいのか分かりませんが、日常的な金銭管理部分だけを強調すると意思決定、こちらのアドボケート部分がどんどん意識されなくなってしまう可能性があるのでは、ここはかなり無理して、何かワンパッケージでやってみたいのが、その中で今、八木さんがおっしゃっていたみたいに、難しいのをどうやってパッケージで一緒にくっつけていくかというのはすごく大事なところ、そんなイメージがしましたね。

○八木委員 私もフォロワーはすごい重要だというようには認識しています。ただ、そののちょっとタイムラグ的な部分が出るなという感想です。

○熊田委員長 あと地元で、長澤さん、何かコメント。

○長澤委員 今の2人と同じような意見なのですけれども、この事業自体は本当に選択肢の一つなので、これだけで何かを解決する、全てが解決できるわけではないというのも一つだし、あとは結果を求め過ぎないこと。これ自体は何か解決するためにある仕組みではないので、必ず結果を出すという、モデルケースなのでうまくいっているし、本当にすごいしっかりやれているのですけれども、あまり実際にやるとなったら結果を求めないというところはちょっと我慢してじっくり見ていく必要は絶対あるかなというの思います。

やはりどうしてもこういう仕事をしていると早く問題を解決したくなってしまいますので、それはちょっと置いておいて見守ることも必要だし、もう一つは、選択肢の一つなので、何をやらないかというのちゃんと合議体とかこういう全体会議で、これ以上はこの事業ではやらないというところをちょっと区切りをつけるというか、ちゃんと色分けをしておかないとどこかでフォロワーさんと本人さんとの何か対立とかが生まれてしまうかなというところはあるので、それはやはり私たちのほうもしっかり考えないといけないのかなというのをモデルケースを見ながら思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。もう豊田の方。阪田さんがまだ。

○阪田委員 しゃべったほうがいいのですか。すぐにはあれなのですけれども、日々日々すごく勉強です。自分もどちらかという事業所のほうの立場で参画していて、最近よく権利条約のこともあって本人主体、本人主体と言っていますよね。でも、現場では日々日々、もう葛藤しているのです。とは言ってもです。

本人はちゃんと言うけれども、でも、実際はねとかという葛藤があるので、そういう意味では私、すごく今、勉強になっていて、やはり意思決定というか、本人の意思を尊重するということの意義とか意味みたいなのところ、私は福祉事業所のほうにもっと還元しながら、研修のWGに入

っているものですから、名川さんとか水島さんのあの SDM-Japan さんの研修プログラムとか拝見していると、すごく大変だなと思ってしまうのだけれども、でも、やはりちょっと深く読み込んでいくとすごく支援に役立つというか、大変勉強になる研修でもあるので、そういうものでもやりたいなというように思っている。

この豊田市のモデルとしては、やはり当然、はっきり言って対立構造ではないですか。サービス事業者と本人、意思フォロワーと対立構造になる場面もすごく多いと思うのですよね。そこをどうやって、そのときこそ本人の主体になって考えにおいてどうするかという議論がまずそこで生まれてくるのが私、すごくいいことだと思っているので、先ほど長澤さんもおっしゃったように選択肢の一つで私も全然いいと思うのですけれども、別にこれがまさしく王道というようには思っていないのだが、本当に勉強できる一つのすごい選択肢になっていると私はすごく思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、どうぞ、水谷さん。

○水谷委員 御意見を聞いて、はまるタイプ、はまらないタイプとかというのもお聞きしてそうかと思っているのですけれども、でも、うちの息子みたいにやはりコミュニケーションが取れないような人こそ欲しい意思決定支援という支援をしてもらえたらなと思います。

以上です。

○熊田委員長 では、ほかに。

では、永田さん、お願いします。

○永田委員 今日お配りいただいた資料のスライドの 12 ページ、これは情報提供ということで、この間の総合的な権利擁護支援の検討ワーキンググループの資料が載っているのですけれども、これは情報共有という意味で御存じの方々も多いと思うのですが、この前のワーキングで出された資料なのです。何かモデル事業の位置づけがこれだと先ほどから委員の皆さんから出ているのはちょっと違う位置づけになっているなということを心配しています。

木本さんが選択できたらよいというお話をしてくださったのですけれども、それを具現化していくのが心配だというお話をされていたのですが、まさに何か国の考え方だとこのモデル事業というのは支払い能力の低い人たちをターゲットに絞った事業として考えていて、そうではない人は民間のサービスを使えばよいみたいな、何かそういう資料に読めるのですね。

これはすみません、12 ページの頭のところで、黄色と青のところがありますね。ここは最初に出てきた資料はもう少し広くて、黄色が下にあって、青が上にあるような絵になったのですね。支払い能力が低い、高いと書いてありますね。なので、これは素直に読むと支払い能力の低い人が日常生活自立支援事業や今回のモデル事業のような事業を使う。支払い能力がある人は民間のサービスを使ってくださいというような何かそういう図柄で出てきているのですよね。

これはこの委員会では何か議論することではないのですけれども、そういうようにされるのはちょっと違うのではないかなと思っていて、選択というのは、その方がお金があるかないかで選択できるようにするのではなくて、その方がそれを使いたいかどうかで選択できないと困るので、それはどうなのかなというように思っているのです、今、見られている方はもう既に御存じだと思うのですけれども、少しそういう形で今は提示されているので、ちょっと懸念として共有しておきたいなということ。

あと民間のサービスというのが意思決定支援とかここで議論しているようなものが一切担保されてないので、つまり、あらゆる規制がない状態に今あるので、そういうものの危なさとか、先ほどから出ているような関係性の濫用への牽制とかそういったことも一切ない状態で今、普及してしまっているのです、何かそこへの危険性とかもやはり改めて共有して、このモデル事業というのは本当に限られた人のものでなくて、多くの人が意思決定支援を受けられるという制度として具現化できるように。

なので、そういう意味では木本さんがおっしゃっていたみたいに、5、6、000 人いたらいいのだけれども、それがどう具現化できるのかということをちゃんと示していかないと、本当に限られた人だけこれを使って、そうでない人は全くそういうところの枠に入れなくなると困るなということをお共有しておきたいと思います。

すみません、以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今のところ、何かフォローはありますか。特にいいですか。何かWGの水島さん。

○水島委員 私は今、事務局として対応しておりますが、専門家会議の委員という立場もありますので、会議の場では相当強く主張しました。このような民間サービスの参入が今後増えていく可能性があるからこそ、やはりこの事業がますます意味合いを持っていくのかなと私は思うのです。つまり、先ほど熊田さんがおっしゃったような、例えば金銭管理の方法ばかりに焦点がいてしまい、民間サービスの利用によりお金の管理さえできていいのだと、何か困ったときだけ動いてくれる人がいればいいのだと、そのような仕組みにしてしまうと、結局、今回のモデルにおいて重要な存在である青のフォロワーや緑の権利擁護支援委員会といった存在が、あまり重要性を持たないような形で位置づけられてしまうのではないかという点も、懸念されるどころと感じています。

だからこそ、青とはどのような存在なのか、緑には何の意味があるのだろうかとか、その部分をよりわかりやすく強調する必要があると考えています。例えば、青のフォロワーについては、アドボケート要素を持つ存在であり、本人のところに100%立つという姿勢で動く人であること、緑の権利擁護支援委員会は、権限等の武器を持たない青や本人を支えるうえで、独立アドボケートの派遣要請をしたり、赤の事業者との対立を調整を図るためにも必要な存在であるといった点です。

そのあたりを強調しているのは、現時点では、私たちが取り組んでいる本モデルプロジェクト以外にはないのではないかと考えています。他の地域ではまだ実践が進んでないというところもありますし、制度設計の中でも青や緑の重要性が十分に語られてない部分も多いと思われるので、今回のモデルケースをしっかりと育てていって、目指すべき方向性をしっかりと見据えながら、国や全国の自治体等に対し、より良い案を提示していくということが必要なのではないかなと、そういうようにお話を聞いていて思いました。

○熊田委員長 ありがとうございます。

この辺の議論はまだ本当にこれから。割と唐突と言ったら変ですけども、少し出てきた議論になっているので、ここにも書いてありますが、先ほどの御報告にもありましたが、11ページに書いてあるように注意しておく必要があるというところは本当にそのとおりにかなというように思います。

それでは、この部分で何か御意見、ほかにございますでしょうか。またちょっと後で時間が取ればと思いますが、一応議事をとにかく進めさせていただきたいと思っておりますので、では、議事の3番目に進みます。これは「2023年度の活動目標と予定について」です。

これも水島さんでよろしいのですかね。お願いいたします。

○水島委員 では、私のほうから最初のスライドを少し御紹介させていただいて、各WG担当に移していきたいと思っております。

こちら、2023年度全体の事業計画ということで、昨年は試行を通じたモデル体制構築をやっておりました。今年度に関しては、その構築したモデルをより実践を重ねていく。特により多様な対象者の方への実践を行っていく中で、本モデルのブラッシュアップを図っていくことを計画しているところでございます。

ここにも書かれておりますように、実践者の担い手の育成、評価軸の構築なども重要ですし、かつ、全国への普及・アピールも重要であると思っておりますので、こうした計画を次年度として作成し、実施していきたいと考えています。

スケジュールとしては、委員の皆様との調整をさせていただいているところでございます。このうち緑色部分（権利擁護支援委員会）については豊田市が主催されるものであり、そのほか、本日の全体委員会も含め、WGについても、基本的にはSDM-Japanが主催させていただいているという位置づけでございます。その他、研修、各種イベント等も行っていく予定でございます。

それでは、各WGのほうからそれぞれの報告をしてもらいたいと思っております。

では、名川さん、お願いします。

○名川委員長代理 研修WGについては32ページ以降ということで御参照ください。

今、見ていただいている 32 ページについては、既に第 3 回、昨年度のほうに見ていただいたものと同じでございますが、今のところ、ここに挙げられている上のほうの青いやつ、事前説明会というのが終わって、先ほど八木さんのほうからも説明があったところですね。それを踏まえまして、その中から希望者に対して上のほうにある導入講座のほうを実施できたらなというように考えております。

それから、真ん中に青い横のずっと左から右まで通しである真ん中、これについてはフォロワーさんのほう、先ほど一緒に勉強してみましようねというのがあったかと思えますけれども、そのような実際のやり取りなどの研修を通じてフォロワーさんとしての在り方というのを一緒に考えていこうかなというように考えているところでございます。

それから、一番下のほうにある支援者向けのスキルアップ研修というのも今回は既に準備しておりますので、ここに書いてあること全てを行えるわけではないのですけれども、ここの中から幾らかをピックアップしまして、これについては支援者さん、それから、豊田の市民の皆さんだけではなくて、より広い方々に意思決定支援に関するいろいろなことについて学んでいただく機会を提供できたらなというように考えているところでございます。

33 ページはその中でもフォロワーの導入講座として今のところ考えている予定でございます。

34 ページのほうにありますのが現在の私どもの目標設定です。

一部、来年も含めた方向性というのも今のところは検討しているのですけれども、とにかく今年度につきましては今、挙げたようなプログラムを実際に実施して、どのように展開されるかというのを確立させていきたいなというように思っております。それについての様式を作ったりとか、あるいはフォロワーさんに対してもこのようなことを関わりとして行っていくというところをつくっていく。それから、先ほど挙げていた行動指針についても調整をしていきたいなというように考えております。

それを踏まえて次年度は、より分かりやすく、ほかのところでも提唱ができるというか、こんなところを基本的にはいろいろな方々に確認していただきたいなというところを抽出して提唱していくというような流れに展開できたらなというように考えております。今のところは、今年度はまずは実施をしてきちんと整理をしていくというところまでをやりたいなというように考えているところでございます。

以上です。

○水島委員 それでは、今度は私、アドボケイト WG の委員長というところでございますので、こちらも併せてさせていただきます。

アドボケイト WG につきましては、昨年度も検討を深めてきましたが、先ほどの権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）という立場で、事実上やっているフォロワー支援の仕組みをもう少し整理した形にすることを現在考えているところです。

具体的には、こちらに書かれているような活動報告書はフォロワーが提出されたものを権利擁護支援委員会事務局から頂き、そして、フォローアップの面談を権利擁護支援委員会の開催までに行い、その面談結果を合議体である権利擁護支援委員会に報告をしていく、このようなプロセスをルーチンとしてしっかりと組み合わせていくことが重要だろうと考えているところです。

それから、今回、皆様の議論の中に出てきたかもしれません。ご本人と担当者、事業の事業者との意見の相違やより大きな意思決定の場面が訪れる可能性もございます。そのような場面のときに、権利擁護支援委員会（合議体）を母体とする市民・当事者、福祉専門職、司法専門職の三位一体で構成される小委員会を置き、赤の事業者、本人・青のフォロワー、独立アドボケイトや自治体も参画する中で話し合いを行っていくことができないかと、このような仕組みについてもさらに検討しているところでございます。

こちらは整理の表で、まだ案の段階でございますので、これからというところではございますが、先ほどのフローを文字に落とし込んだものです。併せて御参照いただければと存じます。

現在のアドボケイト WG における議論、論点は以上でございます。権利擁護支援委員会は豊田市が運営される協議体ではあるものの、同委員会が、どのように意思決定フォロワーのサポート、活動支援を行っていくのか、特にアドボケイトの要素を持って活動するためにはどのような方法が有効かつ持続可能なのかを、先ほど紹介させていただいた様式等も作成しつつ、具体的な

ケースへの検討に資するようなアイデアを提案していきたいと考えています。

それから、具体的な合議体制。まだ合議自体は実際に行われているわけではございませんの  
が、具体的な事案が生じた場合に速やかに対応するためにも体制構築が必要です。ケースが今後  
増えてきたときに、どのような形で対応できていくのかというような話も含めて、やはりアドボ  
ケイト WG としては、アドボケイトの要素をしっかりと維持しながら、ケース増にも対応してい  
けるような在り方も検討していく予定でございます。

そして、ゆくゆくは、独立アドボケイトが地域の中にしっかりと増えていくことが重要だと思  
っております。その観点から、まずはフォロワーとして、フォロワーへ支援、サポートをどのよ  
うに行っていくのかを明確にしつつ、具体的に（２）に書かれているような方も含めて巻き込ん  
でいくことが重要と考えています。特に何か弁護士だから専門性があるとか、社会福祉士だから  
専門性があるとかという話ではないと思っていて、逆に言えば当事者の方も全員が、では、アド  
ボケイトとして活動し得る方かどうかというのは、それはまた別物だと私は思っています。

ですので、それぞれの方が一定のアドボケイトとしての知識や経験を積んでいただいた上で活  
動に当たっていくための研修 WG との連携にはなりますけれども、研修というものをつくってい  
く必要があると考えております。

それでは、次に評価 WG から森地さん、お願いしたいと思います。

○森地委員 評価 WG でございます。

スライド 41 を御覧ください。

評価 WG につきましては資料が入れられていないのですが、昨年度、5回の検討を重ねまし  
た。この後、出てきますが、現在、評価5階層というものに沿って評価を行うということを想定  
しています。この評価5階層というのは文字どおり5つあるのですけれども、その中の3つ、ニ  
ーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価、それについてやっていこうというようなことになっ  
ております。

この 41 ページにつきましては、そこら辺のところを昨年度いろいろ検討して、評価指標  
（案）ということで今、動いている2ケースについて、今、申し上げたようなニーズ評価、プロ  
セス評価、アウトカム評価というのをさせていただいております。

具体的にどのような内容でさせていただいたかというのが次のスライド 42 にあるのです  
が、そもそもの内容としましてニーズ評価は、いわゆる本人さんがこのプロジェクトに参加され  
ているわけですが、本当にニーズがあるかどうかですね。こういうことはないと思いた  
すけれども、支援者の方が出されて何となくやっていますみたいな話だとよろしくないの  
で、まずそのニーズがちゃんとあるかどうかというようなことを確認をする。

プロセス評価は、この事業の中で想定されているそれぞれの方々、御本人さん、フォロワー、  
事業者、委員会、それぞれありますけれども、それぞれの方が活動内容として想定されてい  
るものがありますので、そういったものがちゃんとできているかどうかというものをチェックして  
いくということです。

アウトカム評価、これは御本人に実際やってみてどうだったかというのをニーズ評価の項目と  
対応しているのですけれども、要はこういうことについてニーズがありますかと聞いたことがこ  
の事業で達成できましたかというようなことを聞いております。取りあえずと言うのは何か言い  
方が悪いですが、あくまでもこの段階ではこの項目というところで少し一部内容を示し、  
あとはこういうような内容で評価をするのはいかがかということで案として評価指標を作成して  
おります。

ただし、なかなか難しいところがあって、御本人さんにどう聞いていくかという部分。ニーズ  
もそうですし、アウトカムもそうなのですけれども、どうだったと言われたら、よかったという  
ように言うというのは割と当たり前の話で、でも、何か本当によかったのかどうかというのは分  
からなかったりとか、あるいは御本人さんによって、そもそもそれは思い出せないかという、  
やったか、やらなかったか、ちょっとよく分からないけれども、うーんというようなことなん  
かもあるので、少しそこら辺、御本人さんに合わせた形で聞き取りをするということであればそ  
この設定をしていきたい。場合によっては何かスピーカー等を使っていたかということもあり得  
るかなというのは考えています。

プロセスの部分は、それぞれの方に聞いていたら、やはりこれはこちらの整理の仕方が悪かったのですけれども、少しチェックがしづらい内容にもなっていてとか、これはどういうところなのというのがちょっと分かりにくかったりというのがあって、その辺りもお二方、お話を聞いておりますので、少し文言などを修正する。場合によって項目も研修 WG とかアドボケート WG とかで、その後、指摘いただいたように重要事項なんかもあると思いますので、そういうものも盛り込みつつ、項目は修正していく必要があるかと思っております。その上で、先ほど出てまいりましたが今年度の3ケースについて、こちらの評価の枠組みで評価をしていくということで今年度はする。

最終年度、来年度になりますけれども、その辺り、評価指標確定の上、使えるものにしていくということ想定しています。

私から以上です。

○熊田委員長 今、各 WG の責任者の方々からいろいろな御説明がありました。何かこの御説明に対して御意見等があれば各活動目標、いかがでしょうか。特にいいですか。それぞれの責任者の方から、こういう形で進めていきたいのだというのは今までなされてきたことを踏まえて、さらにブラッシュアップしながらということかなというように思いましたが、では、いいですかね。まず取りあえず今の御報告いただいた内容で基本的に進めていっていただくということ。その後、何か御意見等があればまた御意見を出していただければと思いますので、今日のところはそんなところということでここにさせていただきます。

では、続いて、あとシンポジウムのテーマとプレゼン、その他ですね。では、議事の4番目です。昨年も行いましたけれども、「2023年度シンポジウムのテーマについて」について事務局より御説明、お願いいたします。

水島さんでしょうか。お願いします。

○水島委員 では、水島から説明させていただきます。

皆さんから今の段階でぜひアイデアをいただきたいと思っています。

今回、政策的シンポジウムということで、昨年のシンポジウムにおいては豊田市、この福祉センターにおいて同時ライブ中継配信ということも含めておよそ 250~300 名近くの方に御覧いただきました。

昨年度のシンポジウムは、まずはモデルプロジェクトではどういったことがなされているのか、その仕組みあるいは実践にはどのような意味があるのかという点を中心に議論しましたので、今年度のシンポジウムでは、特に「モデルプロジェクトの現状を踏まえて、より多くの自治体や団体が取り組めるようなシステムのあり方」についてディスカッションできればと考えています。これは豊田市、つまりこのモデルプロジェクトは関わっていない人から見ると、どうも重たい仕組みというか、大変ではないかというようなことを言われることがあります。私個人としては、一見するとそう思われるかもしれないけれども、そこまで重いものでもないのではと感じるところがあって、工夫さえすれば、様々な地域、全国津々浦々において、本人の意思を支持し、本人の立場から応援できるフォロワーを育成し、フォロワーを支える仕組みを設けていくことはできるのではないかと考えています。

さらには赤の事業者も含めて、ある程度公的な枠組みの中でしっかりと本人に対するサービスを提供していく、こういったような在り方は豊田だけではなく全国的に運用されていくことが重要です。そこで、あまねく全国で意思決定支援が確保されることを目指し、既に国のモデル事業に手を挙げて動いている、例えば八尾市や黒潮町、そういった自治体もシンポジストとしてお招きをし、モデルプロジェクトで大事なポイントや他の自治体の実践状況をパネルディスカッションの中で議論をしていくのはどうかと考えています。

特に大事にしたいのは、国モデル事業ですと、なんだか赤が中心で議論されがちなどころがあるものですから、我々としてはやはり青と緑だと、そこをしっかりと強調していくのだというような姿勢で、いろいろな地域でもこのモデルをフィットさせていけるような可能性も含めて議論をしていくことはできないかと考えています。これは次年度、つまり第3年度のテーマにも関連するかもしれませんが、現時点でこのようなシンポジウムを開催してはどうかと考えているところでございます。

趣旨説明は以上でございまして、もし例えばこういうことが考えられるのではないかというような御意見等があればいただければというように思っております。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

まだ確かに大分先とかと言っているとすぐ来てしまうというのはそのとおりでして、今、水島さんのほうからこんなシンポジウムでいかがですかという一つの素案を出していただいたのですが、思いつきでも何でもいいので、取りあえず今の段階でこんなのだとか、ちょっと意見を聞かせていただくといういろいろな情報というか、いろいろな素材になるかなと思ひまして、いかがでしょうか。何かこんなこと、どうですみたいな。

どうぞ。

○八木委員 八木です。

別に提案とかでは全然ないのですけれども、単純に思いつきだと思ってください。

○熊田委員長 思いつきで意見でも何でもいい。

○八木委員 フォロワーに対して先ほど重たいであるとか、他県はなかなか難しそうだねという言葉の中で、私も実際、フォロワーのほうでやる中で、何となく意思決定支援であったり権利擁護といったらフォロワーは大事だよみたいなのは何となくイメージがつくのですけれども、フォロワーの必要性というところをしっかりと豊田市としてうたえるようにはしていかなければいけないのかなと正直、課題を持っています。

例えば赤の事業者が何であんなにイメージが付きやすいのかというと、今、日本の施策では日自、日常生活自立支援事業でしかちゃんとしたお金、金銭管理で預かれますよという公的なものがない。そこがもうパンクしていて、市町村もそこで困っている、受皿ももう不足が明確に分かっているから、そういうところをもう少し公的なところで増やしていこうという必要性をしっかりと訴えられるところが、フォロワーはなかなかそこが訴え切れていない。

重要性はみんな感じてはいるのですけれども、例えば今、よく課題となって出てくるのは、福祉人材の不足であったりだとか、例えばフォロワーをやることによって、その支援者が増えるわけではないけれども、その支援者がフォロワーによって2時間かかった仕事が1時間で済むようになるだとか、何かそのような実績があると必要性は訴えやすいのだとは思うのです。なかなか難しいことだとは思うのですけれども、ただ、多分今後、豊田市としてはこれに向けてではないですが、フォロワーの今の豊田市、もしくは日本に必要性というのをしっかりとうたえるような何か裏づけ的な何かものがある、それが報告できるといいなという勝手な思いを伝えさせていただきました。

すみません、以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

○阪田委員 質問、いいですか。

○熊田委員長 どうぞ。

○阪田委員 パネルディスカッションの八尾市と黒潮町のモデル事業はあったのですか。それぞれのところでこの事業とは違うところで各市町ちょっと。

○○○ モデル事業が今、8か所ぐらいで、国が別にこうなさいという全部指示をしているわけではないのですけれども、そういうモデル事業に手を挙げた自治体さんが8か所いて、そこではそれぞれ一応赤、青、緑というものを意識をしながらつくろうとしています。ただ、実践としては今、全くまだ実際のケースとしては進んでない状況で、豊田だけが今、先行しているという感じなのですけれども、一定程度時間がたてばそれぞれのところでも動いていくであろうと。そのときの在り方がどうなのかというところは我々も見て、いいところはもちろん吸収しながらなのですけれども、やはり課題だというように思われるところがあればしっかりとこちらのほうからもこういうところは大事なのだよねという話を伝えていくことが重要かなというように思います。

○阪田委員 課題をちゃんと共有するものだとは思っています。

○熊田委員長 どうぞ。

○木本委員 先ほどの八木さんの提案は、多分このメンバーだとすごく分かるというか、いい伝

え方だと思うのですけれども、分かってない人がそれを聞くといけないと思います。なので、それを言うアドボケイトも育てていくこともきちんとセットでやらないと違うようなおかしな方向へ行くと思います。

以上です。

○名川委員長代理 あまり難しい話をするとあれなので。

一つは、権利擁護支援がベースにある仕事ですよ。これはタイトル、モデル事業とついているぐらいですので。一般的に権利擁護が入っていいことというのは、例えば虐待に遭った人がそれで回復されたというとかかったねという話になるわけですが、これをやった場合に何がいかというと、例えば先ほど高齢のほうの方の話では、これは言っているのかなという話というのがちゃんとピックアップされたとか、それから、障害のほうの方の例だと言ったらやはり嫌がられるかと思ってたという話がちゃんとと言えるようになったとかということところがすごく大事なものであって、ただ、それは事業者さん側からしてみると、すごいそれで助かったわという話ではないところがこのモデル事業のつらいところだと思うのですよ。

事業者さんにとってはそれが1万円の値打ちがあるということであればそれはすぐにやるよねという話だとか、労力として軽くなるのだったらやるよねという話になるのですけれども、全然それがならない。むしろ面倒くさくなる。なのですが、このいわゆる権利擁護支援という話はそのことが大事だねということをもみんなでも共有できるかどうかの問題なので、それをやはりみんなでも大事で、それができるようになったからよかったねというように言えるところを増やしていきたいねという話かなという気はします。

○木本委員 障害者権利条約が浸透していくか、こちらが先に浸透するか、どちらが先かというところぐらい面倒くさいのだなと感じる。

○○○ 行き方はそれぞれあるかもしれませんが、少なくともこういうところにうまく皆さんが巻き込まれていただくということが大事なのかなとは思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今までの議論、結局シンポで何をやるかというのは今までずっと今日の議題で言ってきたこととの関わりが全部出てくると思うのですけれども、山下さん、何か全体を通して御意見ありますか。

○山下委員 この事業が一つの選択肢になるのではないかという話が今日、何度か出てきたかなというように思いますけれども、この事業が選択肢の一つとして選ばれ得るのはどんなときかなというように視点でちょっと考えてみると、選択肢、ほかには既存の制度がいろいろある中で、一つは既存の制度が使える方、あるいはもう既に使っている方がよりよいものを求めてこの事業を選択するということはある得ると思うし、そうであってほしいなと、今のそういう機運がもう醸成されて、そういうのがスタンダードになるようになってほしいなと思うのが一つ。

もう一つあり得るとすると、今ある既存の制度の要件にはまらない方、だけれども、支援が必要な方がこの事業につながって実際に使えるような選択肢となり得るといいなというように思っています。そうだとすると、既存の制度としてある例えば成年後見制度とか日自だとか、もう制度として法律などでばしっと決まっているものなので、どうしてもそこに合わない方というのが出てくる。そういう方が、では、どこにつながるのか。今、実際なかなかないわけですね。それは客観的な問題でつながらない方もいらっしゃるし、本人のこだわりがどうしてもあって使えないという方もいろいろな方がやはりいらっしゃるわけで、そういう方が、どこにも行き場がない方が今、地域で例えばつながれないからケアマネさんの本来業務ではないけれども、何とか支援をしながら歯を食いしばって頑張っているとか、なかなかはざまに落ちてしまってSOSが届かないまま暮らしていらっしゃる方、そういう方の選択肢になり得るといいなと。

そうすると、制度、事業として、ある程度の原則を事業としてやる以上は決めなければいけない。要件だとか使える方、公平性の問題もある、決めなければいけないけれども、そうではない例外というのも柔軟に対応できるような余白を残した事業であってほしいなと思いますし、それができ得るとすると、この権利擁護委員会という合議体のところで誰かが単独でやるということだとすると公平性だとか統一性の問題が出てきます。合議で例外についても、その人の例えばこれはできないよという問題がある方があったとしても、いろいろな工夫を出し合えば克服できる

場合、それはまさに意思決定ガイドラインでもあるように、一見無理なお願いでもみんなが知恵を出し合えばできる場合があり得るので、それをこの事業の入り口段階にもそういう理念を取り入れて、何とか合議で使えない方が少なくなるような柔軟性が持てるような事業だといいなというように思いました。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、すみません、どうしても忘れてしまって申し訳ないのですが、Zoom で御参加の長坂さん、何か御意見等ございますでしょうか。

○長坂委員 どうも今日はありがとうございます。

今、最後の御発言にあったように、どうもやはり制度、サービスへのマッチングとかの表出のところの支援に少し重視が置かれていて、当然、問題解決、施行してしまって実現支援ということを書いてしまうとなかなか難しいのでしょうかけれども、やはり何らかの権利侵害に対するアドボケートということだけではなくて、例えば社会資源とマッチングしてという形で、そういった本人の意思を尊重するという活動、これはフォロワーの肩幅に依存しない形の何か支援の枠組みというのが今のアドボケートのところではちょっと不十分なように見えました。

ちょっと感想までですけれども、コメントさせていただきました。どうもありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

時間は 30 分になってしまったのですが、あと少しだけ延長させていただいて、議題、進めます。では、(5)、これは水島さんですか。「英国でのプレゼンテーションについて」の御報告をお願いいたします。

○水島委員 ごく簡単にということで。来月に、私が以前、客員研究員としてお世話になった英国エセックス大学と共同で、このような意思決定支援を考えるサマースクールを開く予定でございます。その中で、豊田でのモデルプロジェクトにユニークさがあるということで、ご報告をさせていただくこととなりました。

私は基調報告を担当し、パネルでの報告は名川さん、さらに安藤さんと木本さんがビデオ出演いただくことになっています。本当は直接お越しいただきたかったですけれども、それはまた翌年度以降に考えていただくとして、まずはしっかりとそのときに出していただくという予定でございます。このようなことも含めて、またシンポジウムなどでも少しフィードバックをさせていただくような形で、先ほど名川さんからもお話いただいたように関係者内だけではない、様々な社会的つながりも含めたいろいろなアイデアをまた持ち帰って皆さんにフィードバックしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

御報告でございました。

○熊田委員長 ありがとうございます。ぜひ豊田のモデルを PR していただければという感じがいたします。

では、3 番目「その他」ということで、最後の部分ですが、これも水島さんでいいのですか。事務局から御説明をお願いいたします。

○水島委員 特にございませぬ。

○熊田委員長 では、その他、なしということで、一応 3 番目まで終了。

すみません、少し時間を延長しましたがけれども、以上をもちまして取りあえず議事は終了させていただきます。まだまだいろいろな議論がおりかと思いますが、何でもメール、WG もありますし、いろいろところで事務局なりそういうところに御意見を出していただければというように思います。

では、今日の議事は終了となりましたので、進行を進行の係のほうにお返しいたします。

○加藤担当長 それでは、全ての議事が終了いたしましたので、以上をもちまして意思決定支援モデルプロジェクト、令和 5 年度第 1 回全体委員会のほうを終了させていただきます。ありがとうございました。